

272.5-49



72.5

49



始



CI 4F-15



廣 長 野 長

著

營經新の校學年青



京 東

行 刊 院 書 文 同



27c-5-49

序

新日本再建の根本たるべき青年大衆の教育機関として生れ出た青年學校は、あらゆる他の教育機関の模範とするに足る制度であると思ふ。斯の法令制度の立案に直接參與した著者はこれが健全なる發達を希つてやまないものである。惟ふに青年學校の使命を充分に達成せしむるには、よくその制度の精神を了得し、これを郷土の實體に則し、男女青年の生活を基調とし、世界の大勢に順應し、國家社會の將來を達觀して施設經營をなさなくてはならない。この意味に於て本書は、まづ青年學校法令の眞精神を經營の實際に應じて説明し、ついで農村社會と都市社會の衰頹の原因とその振興策、兩社會に於ける青年の特性を論じ、青年教育上の重點を明かにせんとした。青年學校の使命を達成せんには、青年教育と學校教育、社會教育、家庭教育との關係を明瞭ならしめ、しかも此等を綜合統一したる彈力性ある教育機關たらしめ、光彩あり、特色ある經營への示標たらしめんとした。

以上の所論に對して生命を附與せんがために、著者は過去二十箇年の青年教育

に關する著者の體驗と抱負、信念を要述した。更に「制度は死物にしてこれが活用は人にあり」との鐵則に鑑み、制度の運用に參與する教育者、指導監督にあたる者の養成、並に人事行政に關する體驗を述べて、斯界人材養成に對する所見を披瀝した。しかして現代の青年生活及將來の青年生活を論じて、物心兩面の鍛鍊陶冶の要訣を指摘し、最後に以上述べたる所を歸結して、青年學校新經營の要諦を論述した。尙ほ青年學校制度の圓滿にして徹底せる運用を遂げしめるには、青年教育義務制度、農村及都市研究機關の設定等喫緊なる事項完備の急務なることを述べた。

本書が青年教育當事者、一般教育者、教育行政家、農村指導者、農業技術者、青年學校教員養成所及師範學校の學生の參考書として、青年教育發達の上に貢獻せんことを青年學校制度の創建に參與せし著者として希つてやまないものである。

昭和十年八月二十五日

著者 識

青年學校の新經營 目次

第一章 青年學校の意義	一
第二章 青年學校法令	三
第一節 青年學校の目的	三
第二節 青年學校の課程	六
第三節 青年學校の教授及訓練科目	二
第四節 教授及訓練時數	三
第五節 青年學校の教授及訓練季節並時期	七
第六節 青年學校の入學、退學、修了、卒業及其他の事項	元
第七節 青年學校の教員	三
第一 教員の資格	三
第二 教員の待遇	七
第八節 青年學校の設置及廢止	四〇

第九節 青年學校の設備…………… 七〇

第三章 青年教育と他教育との關係…………… 七七

第一節 郷土教育の系統…………… 七七

第二節 青年教育と社會教育…………… 八〇

第三節 青年教育と學校教育…………… 八五

第四節 家庭教育と青年教育…………… 八九

第四章 農村社會と青年…………… 九四

第一節 農村社會理想と青年…………… 九四

第二節 現下の國情と農村社會の地位…………… 九六

第三節 農村貨幣の涸渇と對策…………… 九八

第四節 農村と都市の租税不均衡と對策…………… 一〇四

第五節 肥料問題と對策…………… 一〇八

第六節 農村工業の再建築…………… 一一一

第七節 農村土地政策の確立…………… 一二二

第八節 農村政策の根本問題…………… 一二六

第九節 農村教育の改革…………… 一二八

第五章 都市社會と青年…………… 一二

第一節 都市社會の概念…………… 一二

第二節 都市社會の發生消長と青年…………… 一二三

第三節 都市民と農民との對立抗爭…………… 一二七

第四節 中小商業者の類勢と青年…………… 一二九

第五節 中小商業振興策…………… 一三〇

第六節 小都邑と青年…………… 一三一

第七節 商道と都市青年…………… 一三三

第六章 青年教育の體験…………… 一三五

第一節 青年指導の體験…………… 一三五

第一 青年教育新運動の第一期…………… 一三五

第二 青年教育新運動の第二期…………… 一三七

第三 青年教育新運動の第三期……………一四〇

第四 一般縣民の青年教育理解促進運動……………一四三

第二節 青年教育經營體驗……………一五二

第一 教員養成所附屬公民學校經營の基礎建設……………一五三

第二 專任教員の奮闘……………一六〇

第三 鄉村社會狀勢の把握……………一六一

第四 學校經營計畫の樹立……………一七四

第五 學校經營の基礎としての村計畫樹立……………一七六

第六 學校の經營……………一八一

第七 村の社會教育……………二一九

第八 青年團の活動……………二三五

第九 女子青年團の活動……………二三三

第十 本校及男女青年團と他團體との關係……………二三七

第十一 村託兒所の經營……………二四〇

第三節 高等國民學校經營の體驗……………二四六

第七章 教員養成の體驗……………二六七

第一節 教員養成所第一回卒業生の配置……………二六七

第二節 卒業生の苦闘と養成所……………二七一

第三節 卒業生進路の開拓……………二七四

第四節 農業補習學校教員養成所經營の概要……………二八五

第八章 青年教育の本質……………三〇一

第九章 現代青年の生活と將來青年の生活……………三二二

第一節 青年の思想生活と其の將來……………三二二

第二節 青年の藝術生活と其の將來……………三二七

第三節 青年の宗教生活と其の將來……………三三一

第四節 青年の經濟生活と其の將來……………三三七

第五節 青年の法制生活と其の將來……………三三三

第六節 青年の教育生活と其の將來……………三四四

第七節 青年の娛樂生活と其の將來……………三四七

第八節 青年の個人生活と其の將來……………三五二

第九節 青年の社會生活と其の將來……………三五八

 第一 社交性の涵養……………三五九

 第二 農村青年の離村向都……………三六〇

 第三 農民運動の傾向……………三六一

第十章 青年學校經營の要諦……………三六四

 第一節 青年學校經營の根本方針……………三六四

 第二節 青年の鍛鍊教育……………三六九

 第三節 青年の生活指導……………三七七

 第四節 青年の個別指導……………三九一

 第五節 青年の教科指導……………四〇〇

第十一章 青年教育の理想と將來……………四〇一

附錄 青年學校文部省訓令……………四四五

(目次了)



第一章 青年學校の意義

青年學校は國民教育の完成を以て使命とするものである。現代青年の大多數は小學教育を卒へたのみで實社會に出で職業に従事してゐる。

明治時代にあつてはかゝる教育程度にてさまで實社會に於て不自由を感ぜざりしも、現今の如く分化し複雑化し進歩したる社會生活、高度の科學的發展を來したる産業生活に於ては到底國家社會の要求する國民生活を遂げ難い。

何となれば其の思想極めて幼稚、其の品性未だ定まらず、實生活上の知識や甚だ乏しく職業上の技能や甚だしく練れてゐない。身體に至つては業務に適應する堪能を作り上げるまでに發育してゐない。

故に小學校を卒へてより二十歳に至る最も心身の變化發達の激しい時代に於て、上級學校に入學しない大多數の者に對し勤勞を第一とする人格教育を施し、心身を陶冶鍛鍊し公民教育、職業教育を徹底せしめなくてはならない。

次に國家社會の隆昌發展を圖らんには、その構成成分たる個々人の有する個性を發揮せしめ天稟を遺憾なく活用せしむることが大切である。

而して之が爲にはよく個々人の素質を知り天稟を抽き出し長養し以て職業生活、社會生活を向上せしめなくてはならぬ。

以上の教育目的を達成するには、組織多種多様にして職業生活、社會生活の指導に適當してゐる上に、其の組織が伸縮自在であり、性質が頗る簡易性と自由性に富み就學出席及學習に適してゐる青年學校に依らなくてはならない。

我國青年教育上大いに力を注ぐべき點は日本帝國の使命に鑑み、日本民族獨特の文化に基き、盡忠報國、獻身犠牲の至誠に燃えしめ、しかも日本精神に根ざしたる思想及情操を體得せしめ、之を日常の社會生活、職業生活の上に實現せしめる事である。而してかゝる修養を積ましめる上に最も適當せるは教練體育に依る鍛鍊教育である。

大體青年教育の仕事が、從來の學校教育の如く知識を與へる手段に偏する時は所謂賢こき人間は得らるべきも、概ね理論に馳せる人間、利己主義の人間、實際に役

に立たぬ人間、優柔不斷なる人間を作ることには終るのである。

然るに之に教練に依る陶冶鍛鍊の教育を施し、情操の陶冶意志の鍛鍊を施す時は、規律、節制、協同、忍耐、犠牲的精神等の徳性を培養し品性高く包容力大にして且つ有爲なる人物を作り得るのである。

當今日本帝國は國內の情勢に鑑みるも亦國民を海外に雄飛せしめて世界人類の福祉に貢獻せしめざるべからざる大使命に顧みるも、鍛鍊健闘の教育を青年大衆教育の上に徹底せしむる事益々切なるものがある。

青年學校は教練、體育、武道を重視して鍛鍊教育に遺憾なきを期するものである。以上述べたる處に依るも如何に青年學校が青年大衆の教育機關として必要缺くべからざる存在意義を有するかを知るに難くないのである。

維新回轉の世運に伴ひ、國を擧げて文化の恩典に浴せんと、競そうて修學を志すの氣風醸成せらるゝや、青年は相携へて讀書、算盤を學ぶの風を生じ、こゝに青年夜學なる新しき教育事象を現出するに至つた。當時の教育思潮は讀書、算盤を授くるのが青年教育であると考へられてゐたのである。

然るに明治廿六年に至つて實業補習學校規程公布せられ、普通學科と共に實業科目を加へることとなつた。

惟ふに、この實業教育を加へた事は教育史上、一劃期をなすもので、實に文化史上に於ても極めて重視すべきことである。

抑々教育は、その時代の社會に於ける價值ある文化を體得せしむることであるから、明治初年は尙文字、算盤の教育を以つて足りしも、世運の回轉して國民生活に一變化を招來するや、國を擧げて殖産工業を叫び、都市に農村に新産業勃興の機運を觀るに及び、漸く農業、商業、工業、水産業、家事裁縫、手藝の如き職業學科及其の勤勞作業を教育の範圍に取込める必要を認めるに至つた。

即ち時勢の推移と共にこれ等文化價值が重きを加へて來たものである。爾來實業補習教育は驚心駭目の發達を爲し、大正時代に於て更に公民教育を採り入れ、職業教育と共に二大眼目としてその内容を整へ、實蹟も亦大いに擧つた。

都市農漁村を通じて産業文化の進展には青年教育の力を借らざるべからずとは爲政者並に識者の認識するところとなつた。

然るに昭和の時代に入るや、青年訓練所令公布せられ、全國津々浦々に青年訓練所が設置されて、實業補習學校と相並んで同一青年を對象とし教育することゝなつた。

こゝに於て教育者、町村理事者は兩者を合體して青年學校制度を創立すべしとの聲を擧げ、遂に輿論となり、兩教育機關の長所を採つて是が實現を觀るに至つた。青年學校は明治の中頃より昭和に至るまで青年教育の經驗上より研究工夫せられたる改革方案に國民全體が絶對賛成支持する處の新教育機關である。

青年學校の生徒は既に何等かの職業に従事して居り、その閑暇を利用し又は一定時間を割きて授業すると共に、日常生活の全野を教育の機會として修養鍛鍊せしむるものである。

随つて此處に學ぶ青年は獨立して職業を營む外雇傭せられて實務に従事する者、専ら家事に従事する者などあつてその就學、出席、學習上の取扱ひに格段の努力を必要とする。更にその職業の性質に於ても幾百の種類がある。例へば農業と言ふ職業の内にも穀作、園藝、養畜等の分化があり、同じ養畜業でも養鶏、養豚、牧牛と

言ふが如き區別がある、その他枚舉に遑がないのである。

これ等の職業的分化は都會及其の附近に於て特に著しい傾向がある、職業教育を施す上に綿密周到なる職業及環境の調査研究を遂げそれを基調として各々の種類に應ずる適切なる教育計畫を樹て、極めて自由に教授及訓練を施さしむる様に經營すべきである。而して之が爲に極めて融通性に富み、自由なる經營をなし得ることを以て特色とする青年學校制度が創定せられたのである。

斯くの如く實務に従事しつゝある青年を陶冶鍛鍊するものであるから、職業の閑暇を利用し又日常の生活それ自體を修練の機會と爲す。随つてその教育方法は純然たる學校と大いに趣向を異にするのである。即ち家庭及び社會に於ける感化訓練とそして自己自身の修養的努力と教師の指導教育とによつて人格を磨礪せしめなくてはならぬ。

こゝに於てか、教室に於ては確固たる方針を樹立し、これを基調として手段方法を計畫し、組織的に訓練を施すところの學校教育的方法と、家庭生活にあつては家庭の經營並にその改善に努めしむる間に訓練せしむる家庭教育的方法、而して社

會生活にあつては郷土の改善振興に貢獻せしむる間に陶冶鍛鍊をなす社會教育的方法等この三つの教育を青年の實際生活に即して施し、從來の文字文章の教授を偏重した活字教育より脱却したる眞の全的教育を施すものである。

洵に青年學校制度確立の意義重大なるものあることを痛感するのである。

また前述の如く青年學校は、小學校を終へ上級學校へ入學せざる大多數の者に進學の道を開き國民教育の完成を爲すことを以て建前とするも、同時に上級學校を卒へたる者にも特殊の教育を施し得ることになつてゐる、生徒は大體滿十二歳より滿二十歳の青年であるから心身の發達變化、一生涯中最も激しき時代であつて極めて特異性に富む精神構造を有する。随つてこの期に於ける教育は、過去の學校教育の弊を脱却し日常生活を以て教育の機會となし、勤勞作業を重じて修鍊することに大なる價値を認むるのである。

要するに青年學校は、學校教育の如く型にはめるが如き教育でなく、青年大衆の心身の情況、生活の環境及び個性の伸長に適合し得る融通性ある教育である。更に教育内容に就き檢討する時に於て一層青年學校制度の切實なることを認

識し得るのである。

既に述べたる如く、青年期は人生の中で感激性最も強く思想の動搖も亦甚だしく、また身體の發育變化の急激なる時期である。所謂人生の第二の誕生時であつて漸く人生觀確立されんとし、その信仰心、經濟觀念、責任觀念等の萌芽發生伸長せんとする時期である。この時代の教育が適正なるか、不適正なるかは個人／＼の一生禍福の岐れるところである。正に人生の十字街頭に立つの時代である。

之れを國家社會の立場より觀れば、その構成分子の健否の決せられる時代である。殊に現今の如く國家の内外愈々多事多端なるに際して眞に重要な教育機關たることを一層痛感する。

その行ふ教育は實際生活に則し、青年の心身の特質及環境を尊重し、且つ職業に従事し、家庭生活にひたりつゝ、働くことによつて學習せしむる方針により生きる陶冶鍛鍊を施さんとするものである。例へば農業、商業、工業等の教科目に在りては實習實驗を中心とし、農場に工場に又は店舗に生きたる實務に當る間に工夫研究を以つて生きたる知識技能を修得せしむると共に、幾多の自然的、社會的困難

に直面して精神的肉體的に努力健闘せしめ、所謂仕事の中に魂を打ち込ませしめ、その生産品は職業魂の結晶たらしむるが如き精神的鍛鍊を施さなくてはならぬ。

而して斯かる信念を以つてその全人格を職業に傾倒することは、實に職業を通じて社會に貢獻する所以であつて、此の事はただに一家の興隆、一郷の進展を圖るのみでなく、國家社會の隆昌に貢獻する所以であることを認識せしめなくてはならない。

公民教育に於ても日常生活それ自體を教場とし、教材として家庭に郷土に修練せしむるに於ては自己と家庭、親戚、鄉黨、國家更に大にしては全人類との關係を知らしめ、以つて個人／＼の生活は決して單獨に行ふべきに非ずして、社會の人々と共に社會正義に立脚し、共同生活を營むべきものなりとの根本精神を把握せしめ、之れを基調として郷土の振興、國家の興隆、人類の福祉に貢獻するの信念を以つて活動せしめなくてはならぬ。

教育上の實際に於ては最も手近かなる家庭及郷土を教室教材となし、我家に於ては祖先以來、他の何れの家とも異なる家風の現存することを認識尊重せしめ、ま

た郷土の自然の上に組織せられたる郷土社會には他の何れの地とも異なる特殊性が存し所謂郷土精神がある、之れを尊重せしめ、これを背景として修練せしめなくてはならない。

彼の日本精神の長養は斯かる精神教育の徹底が礎となりて始めて實現するものである。

普通學科目の教授に於ても郷土生活に立脚し、之れを國家に押擴め世界に押擴めて教授し、最後に郷土生活及家庭生活に歸結して實際に體驗せしめる。換言すれば郷土的色彩を濃厚に保たしめ、且つこれを生たる體驗に訴へしめる。斯かる教育方法は、形式的な學校教育に於て充分に行ふこと困難である。青年學校に於て始めて徹底し得ることである。

以上國民教育の完成に當るべき教育道場としての青年學校の眞意義の深刻性を感得せしめずば止まぬものがあるのである。

青年期の心理的特異性は感激性の急激なる發展である、一家一郷の爲めに健闘する精神を啓培することは直ちに以て國家非常時に感奮興起しその開展に貢獻

せんとする精魂氣魄を培養する所以である。

上に述べたるが如く、第二の誕生期にあり進取向上に憧れ創造建設の熱情に燃ゆる青年を對象として、教室に農場に又は工場に店舗に家庭に社會に生きたる修練を積ましめる事は、學校教育の如き形式教育の殻を被むれるもの、出来る事ではない。

形式教育の殻を脱却して家庭教育的修練、社會教育的修練、學校教育的修練をば、合理的渾一的に併せ行ふ青年學校に依りてこそ、始めて其の目的を達し得るのである。

以上青年學校が國民教育完成を以て目標とし時勢の趨向に鑑み青年の個性と環境を尊重し、郷土生活の全野を道場とし、教材として間隙なく青年を教育することは實に新時代青年教育の眞意義に徹底せる制度なりと信するものである。

第二章 青年學校法令

第一節 青年學校の目的

凡そ青年教育の法令制度を生かして運用せしめ、眞に國家社會の進展に貢獻せしめんには、須く之を運用し經營するに適材を得、而して其の經營者がよく法の精神を會得して、青年の個性及環境に留意し實際教育の上に換骨脱體の妙用を爲さなくてはならぬ。

此の意味に於て青年學校の經營に當る者は、先づよく之に關係する新しき法令制度を理解するを要するのである。

以下實業補習學校と青年訓練所との有する特長を採り之を統一して青年學校制度を確立せんことを企てられたる當時、互に研究し交換されたる意見を纏め之に著者の私見をも加へて法令の精神を要述することゝする。

實業補習學校と青年訓練所との並立的存在は時勢の推移と共に種々の方面よ

り見て不利であり、又不合理なることは一般の認むる處となり漸く其の統一斷行を迫るの聲高からんとするに當り、時恰も著者は文部省に入りたるを以て文相に對して速かに兩者の統一と青年教育の義務制斷行をなさざるべからざることを力説し建言した。

然るに其の後間も無く兩者制度の統一に關する研究は開始せられた、當時青年教育制度を統一する場合に於ける教育方針に就て二つの對立があつた。

一つは青年教育機關は從來の中學校の如く文字文章の教育を主とし之に教練を加へ職業教育を軽く見んとするものであつた。

他の一つは元來青年大衆は現在職業又は家事に従事しつゝ、修業するものであるから、文字文章の如き活字教育、概念教育のみに閉ち籠る教育方法は不適當である。宜しく職業教育を大いに尊重し、且つ全的生活を教育の機會と爲し體驗教育に重きを置くべしとなすものであつた。

結局後者の主張が通つて法規の中には實際生活、職業生活の全野に於て體驗的教育を施さしむることゝし、而かも其の方法は青年個々人をして陶冶鍛鍊に勉め

しめることが肝要であるといふことになつた。

青年學校令第一條に「青年學校は男女青年に對し心身を鍛鍊し徳性を涵養すると共に職業及實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とす」と規定し、特に其の中に於て鍛鍊なる語と「職業及實際生活に須要なる知識技能」なる語句を加へたのである。

青年期は精神的にも身體的にも一生涯中最も著しき變化をなす時期である、所謂人生の第二の誕生期であることは既に述べたる如くである。

故に此の期に於ては心身の發達過程に充分なる留意の下に、又よく修養の必要なる所以と個人々々をしてその修養重點とをよく自覺せしめ自ら進んで修養鍛鍊せしむべきである。

而して此の鍛鍊の事たるや教練、武道、體育競技、山野の跋涉、其の他精神修養行事等の施設により心身の練磨に努めしむべきである。

團體的に行ふ教練や、實習や、旅行の如き汗の勞苦を伴ふ心身の鍛鍊、試験、實驗又は工夫研究の如き科學的創造的施設による頭腦の鍛鍊の如きは克く其の目的を

明示し了得せしめたる上に於て、渾身の努力を之に傾倒せしめ目的を達成するまで貫行せしむるのでなくてはならない。

現に職業を有し又は家事に従事しつゝある男女青年は、動もすれば自己が現在修養の道程にあるものたるの意識を缺くことが多い。

又之を缺かないまでも職業家事の多忙なる爲めに此の意識薄弱となることあるは蓋し已むを得ない事である。

其の上青年期は種々の誘惑が襲ひ來るのみか、青年自身心の迷ひを生じ易い時期である、此時期の全生活を教育の機會となすのである。即ち家庭、學校、青年團、郷土社會は生きたる教場である。

而して日常の祭祀、職業的作業、家事的作業、公共的行事、社交的行事は眞に生きたる教材なれば、之等に對し眞摯なる態度を以て修養研究を進めしむるに於ては、その徳性を涵養し知識を廣め、身體を強壯ならしむる等の教育効果は實に偉大なるものあること信じて疑はないのである。

青年學校は實に斯かる間隙なき陶冶鍛鍊、生きたる教授、被教育者の自覺せる修

鍊に重きを置くのである。

是れ右の第一條に「職業及實生活に於て」なる語句を加へ、又青年學校規程第十九條に青年學校に於ては平素生徒をして其の修學情況を明にすべき手帳を所持せしむべしと規定し、各自の修練情況を知悉するに便せしめたる所以である。

青年學校が青年をして日常生活を教場とし、生活事項を教材とすることは、實に郷土の家庭生活、社會生活、産業生活、道徳生活、其の他各方面の生活改善を實踐的に爲す所以である、故に青年學校は社會教育の基礎をなすものとも云ふべきである。要するに青年學校は小學校にて主として教室内に於て國民教育を受けたる者を、青年期に於て社會生活を道場として鍛鍊を第一とする人格教育を施し、健全なる身體と高尚なる徳性とを涵養すると共に、職業生活、實際生活上に須要にして且つ眞に生きたる知識技能を授け以て善良有爲なる國民を養成するを目的とするのである。

第二節 青年學校の課程

青年學校の課程は青年學校令第六條に、

「青年學校に普通科及び本科を置く、但し土地の情況に依り普通科又は本科のみを置くことを得

青年學年には研究科を置くことを得」

とあり、又同第十條に

「青年學校には特別の事項を修得せしむる爲、専修科を置くことを得、専修科に關する規則は文部大臣之を定む」とある。

此の普通科本科、研究科、専修科の四課程に就き左に要説せん。

普通科は尋常小學校卒業者又は之に相當する素養ある者を入學することを得せしめ、其の教授及訓練期間を二年とし、本科に入學することを得るものは普通科終了者、高等小學校卒業者又は之に相當する學力を有するもの、例へば尋常小學校卒業を入學資格とする學校に二年在學せし者又は之に準すべき者等である。而してこの教授及訓練期間は男子に在りて五年、女子に在りては三年を本體と

し土地の事情に依りては男子に在りては四年、女子に在りては二年と爲すことを得しめてある。尙何等かの事由に依つて此の課程を踏み得ない者に對して訓練部制を設け尋常小學校をも卒業せざる者と雖も相當年齢に達する時は何等學歷に制限なく入學を許すべしとの主張があつた。然し實際上に於て制度の複雑化は成可く避くべきであると共に、課程なくとも學校經營者、市町村理事者等に於て眞劍に事に當り、且つ國家及地方の教育行政が一層徹底するに於ては、此の課程を必要としないとの意見が出た。

其の上かゝる課程の存在は却つて青年學校の本流正系たる普通科、本科に入學を廻避する理由を與ふることゝならざるやの憂もあり、衷心其の實現せざることを望んで居たのである。幸にしてこの特別の科が實現しなかつた事は良しかつた事と思ふ。

市町村理事者、教育當事者及斯教育關係者は、普通科、本科の充實とこの就學出席の向上に力を注ぎ、以て學齡青年の全部が本科の課程を修了する様力を注ぐべきである。

研究科入學資格に關しては、本科の卒業生又はそれに相當する素養ある者といふことになつてゐる。

従來地方の實際を見るに男子に在りては中等學校卒業生殊に甲乙種の實業學校卒業生及女子に在りては高等女學校卒業生が研究科又は現規程の専修科に相當する課程を修むるものが頗る多い、女子之に入學するは結婚の準備要件たるの慣習となつてゐるものが多數あるのである。

研究科は本科修了者をして更に進んで研究調査し工夫創造し、修養鍛錬せしむる課程であるが故に、實業中等學校の卒業生にとりては學校にて學びたる知識技能を活用し、且つ郷土振興に貢獻しつゝ、修養を深める修練道場として重視すべきものである。

研究科に學ぶ者は相當常識も發達し居る上に自由研究が出来得るのであるから、其の施設上に就きては工夫の餘地大なるものがあると思ふのである。

又地方に依りては本科の修業年限を四年以上に延長する必要あるものがあるかゝる場合に於てはこの制度に依つて其の實を得しめるがよい。

專修科は特別の事項を修得せしむる爲めに學歴年齢に制限なく設けられた制度である。特別の事項とは男子にありては自動車運轉、印刷、籐細工等の技術の如き専ら或狭き範圍の仕事を修得せしむる。

女子にありてはタイプライター、簿記、染色、家政、家事、裁縫、刺繡、家庭手工等といふが如きは其の例である。この課程は之を卒へるや直ちに獨立の職業に就き得る點に於て、現下の社會の要望に合致したる制度であると思ふのである。

專修科は前述の如く入學資格に制限無く其の程度の深淺高下を問ふ處がない。又其の學ぶべき事項に何等の制限を附するものでない、社會の要求に従ひ學ぶ者の要望を達せしめる様設立者に於て自由に之を決定し得ることも亦頗る適切な制度であると思ふのである。

普通科、本科に在學するものにして或特技を有するものに兼て專修科の施設を利用せしめて修練せしむるが如き自由を與へるに於ては、益々該科設置の價値を發揮し得るのである。專修科は、直に家庭生活、職業生活に役立つのみでなく地方産業の開發に貢獻する處が大である。近時勃興せんとしつゝある農村工業の新

機運に鑑み頗る重視すべき制度と思はれる。市町村理事者は郷土産業政策と結びつけて斯制度の運用を考慮すべきである。

第三節 青年學校の教授及訓練科目

普通科の教授及訓練科目は男子に在りては修身及公民科、普通學科、職業科並に體操科である。

而して普通學科は國語及作文、數學、地理、歴史、理科等である。

女子に在りては修身及公民科、普通學科、職業學科、家事及裁縫並に體操科である。教授時數の少なきに比較して教授及訓練科目の餘りに多岐に互るを以て何れの科目も不徹底に終ることなきやの疑問は一般より聽く處である。

然し之れは教授細目の編成、教授及訓練方法に適當なる工夫を廻らす時は却つて教育の効果を大ならしむるものである。之に就きては後章に於て説述することとする。

研究科の教授及訓練科目は本科の教授及訓練科目に就き適宜之を定むるを可

とすることになつてゐるが、修身及公民科目は之を缺くことを得る様に規定されてゐる。されど諸般の研究項目の中に於て公民的取扱に留意すべきである。研究科は其の性質上、郷土の情況、家庭の事情、各自の個性、時事問題等に考慮して教授及訓練科目を定めるがよい。

殊に青年の中には特殊の天稟を有する者があり、又同一職業の中にも好不好、長所短所がある、例へば養鶏に興味を有する者、園藝を好む者、稻作に熱中する者などがある、都市青年の中にも、自動車運轉を慾するもの、發明に凝る者、細工や算盤に天才的なる者等其の他區々である。

斯かる性能、趣味性等を考慮し適當の指導を加へて研究事項を定めしめ、共通の教授及訓練科目の中に配し以て青年個々人の特質、家庭情況、職業等に適合せる教授訓練を施すべきであると信ずる。

専修科の教授及訓練科目は必須科目としては修身及公民科である。然し専修せしむべき事項は教授すべき専修項目に應じて適宜定むべきである。

第四節 教授及訓練時數

普通科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時數は青年學校規程の第一號表及第二號表に準據し土地の情況に依り適宜之を定めてよいことになつてゐる。

即ち男子に於ては次表の如くである。

第一號表

教授及訓練科目	年	
	第一	第二
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

女子に在りては第二表に據るべきことになつてゐる。即ち次の如くである。

第二號表

教授及訓練科目	年	
	第一	第二
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家事及裁縫科	三〇	三〇
體操科	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇

次に本科の各年に於ける各教授及訓練科目の教授及訓練時数は男子に在りては第三號表の時數以上に於て土地の情況に依り適宜之を定むべきことになつてゐる。

即ち男子の場合は次の如くである。

第三號表

教授及訓練科目	年				
	一	二	三	四	五
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇
教練科	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
合計	二二〇	二二〇	一八〇	一八〇	一八〇

然るに若し教授及訓練期間を四年と爲したる場合に在りては前掲第三號表の第一年乃至第四年の時數以上とすべきことになつてゐる。女子に在りては第四號表の時數以上に於て土地の情況により適宜之を定むることになつてゐる。それは次の如くである。

第四號表

教授及訓練科目	年		
	第一	第二	第三
修身及公民科	二〇	二〇	二〇

普通學科	職業科	家事及裁縫科	體操科	合計
五〇	一一〇	一一〇	三〇	二一〇
五〇	一一〇	一一〇	三〇	二一〇
五〇	一一〇	一一〇	三〇	二一〇

若し教授及訓練期間を二年と爲したる場合に在りては第四號表の第一年及第二年の時數以上とすべきことに定められてゐる。

次に研究科の各年に於ける各教授及訓練科目及教授及訓練時數は土地の情況に依つて適宜之を定むべきことになつてゐる。實際經營に當つて時數を決定せんとする場合は前に述べた研究科の教授及訓練項目の決定に際し注意すべき事項を適宜參酌すべきである。

專修科に在りては、專修項目の種類に依りて異ならざるべからざるにつき、此處に其の一々の場合を挙げ難きを以て總括的に注意すべき點を擧ぐれば、第一に青年の學力程度が區々であること、第二に相當年齢に達する者なる故に職業上家庭

生活の情況に特に考慮を要すること、第三は專修項目に依りて參酌すべきこと、第四に交通の便否等土地の狀況に依り參酌を加ふべきこと等である。

農村工業の進展を見んとする今日專修科は農村青年學校の重要な課程となるべきを以つて、農村斯教育當事者は能く其の郷土に適する農村工業の研究を爲し、産業組合、農會等と聯絡を取り或種の副業的工業を決定し、然る上に於て其の業務を專修項目とする專修科を設置し、而して前記産業機關と聯絡の下に時數の決定專修要項、專修細目の編成を爲すべきである。

第五節 青年學校の教授及訓練季節並時期

青年學校の教授及訓練は青年の全的生活を其の機會として行ふべきものである。換言すれば年中皆學習日であり一日の全部が教授及訓練時間である。然るに學校内に於て行ふ教授及訓練は青年學校規程第十條に於て土地の情況に應じ適當なる時刻及季節に於て行ふの自由を與へられてゐる。此の實際問題に就ては後に述べること、するも左に特に注意すべき事項を要述せん。

教授の時刻は晝間又は夜間に於てするが普通なるも土地の情況に依り又季節に依り未明より日出までの時刻を教練體操に充てることのない場合がある。又校下を數ヶ分團として晝間の休憩時刻に一ヶ所に集め作物家畜等の病蟲害手入法を實地に就きて極めて要領よく授けるが如き工夫を爲せば教授及訓練時數を増加し得ること多大である。

森林の枝打又は下刈、植林の如きは官公私有林の作業を受負ひ、青年をして團體的に行はしめ實習と賃金収入との一石二鳥の利を得しめ、而して其の収入は全部又は一部を村の信用組合に貯蓄せしむるに於ては勤儉貯蓄の徳性涵養の良法である。之に就ては全國處々に活きたる實例を見る。

此の施設は各人をして収入を得しむるが故に農繁期にあらざる限り晝間實施し得るのである。之は一例に過ぎないが兎に角經營者が眞劍なる態度を持續し工夫努力を傾注する處には教授時刻教授季節の如き問題は易々として解決されるのである。

漁村青年學校に於ては海上生活を爲す間は殆ど教授訓練を爲すこと困難であ

る、故に閑暇の季節、天氣の關係上出漁し得ざる場合等を適當に利用しなるべく多くの時間を得る様臨機應變の用意を整へ置きて教授及訓練の時刻と季節を獲得しなくてはならない。

又地方によりては或る期間男女青年が他地方に出稼するとか又は海運業、運材業等に從事する青年が他地方に長期に亙り滞在する場合がある、斯かる際に於て一時其の滞留先の青年學校にて教授及訓練を受くることを志望するものあるときは、其の期間其の青年の教授及訓練を他の青年學校に委託することが出来る。此事情は地方に於て多くの實例があり従來學校當事者の心を痛めた處なるが故に、青年學校令に規定することゝなつた次第である。即ち

第十四條 學校長は生徒にして特別の事由に依り一時他の青年學校に於て教授及訓練を受くることを志望する者ある時は其の期、其の生徒の教授及訓練を他の青年學校に委託することを得

第六節 青年學校の入學、退學、修了、卒業及其の他の事項

青年學校の入學期は毎年四月とし特別の事情ある者は中途入學するを得しめ以て上級學校の退學者、他地方よりの來住者等に對し就學の便宜を得せしめた。又青年學校規定第十四條に於て特別の事情ある者には其の年齢及素養に應じ之を普通科第二年又は本科若くは研究科の第二年以上に入學せしむることを得るの規程を設けた。

之に依り上級學校の半途退學者、獨學を以て相當學力に達し居るものにして入學を希望するものに便宜を與へ得る事となつた。

又他の青年學校の生徒にして轉學を志望するものある時は之を相當科の相當の年に入學せしめ得ることとなつた。

之等の規定は青年學校が最もよく地方の事情に即して經營し得る様工夫研究した結果であるから、學校長はよく之を運用して規程の精神を生かすべきである。學校長は普通科の課程を修了したるものには修了證、本科の課程を修了したる者には卒業證を授與すべきことになつてゐる。

修了證を授與することは教授及訓練期間が普通科、本科、研究科とある場合に於

ては十年に垂とし、實際上緊張味を缺ぐの慮あるに鑑み適當なる規定であると思ふのである。

尙青年學校規定第十九條に於て生徒に手帳を所持せしむべきこととし同第二十條に於て青年學校に於ては隨時講習を爲すを得ることの規定を設けたるは重視すべきことである。

平素生徒をして修學情況を明にしたる手帳を所持せしむることは教授及訓練上に參考となる處多大なると共に卒業後の就職、徴兵検査、軍隊に入りたる場合の教育參考となることも又特筆すべき事項であると思ふのである。

講習會、傳習會の如き施設は短期間に直に役立つ知識技能を傳達するもので講師には其の道に堪能なる専門家實際家を招聘するものであるから地方の産業文化に貢獻する處も亦大なることが多い。

故に産業組合、農會、商業會議所其他團體等と提携して斯種施設を爲すがよいのである。

青年學校の學籍簿には特に生徒の長所短所と日常の行動にして教育上參考と

なる事項を具體的に記入し改過遷善修養向上の情況を知るの資料たらしむるがよい。性格を單に抽象的語句に依つて記録するとも教育上の參考としての効果は概ね少ないものである。

青年學校令附則第四項に於て、本令施行の際、現に存する公立の實業補習學校及青年訓練所は之を本令に依り設置したる青年學校と見做すこと及同第五項に於て右の如き青年學校にして青年學校令の規定に依り難いものは同令の施行後六月を限りて従前の實業補習學校及青年訓練所の例に依り教育を爲すことを得ることになつてゐる。

尙青年學校令附則第二項に於て、青年學校の教授及訓練時數には當分の間、道府縣立の學校に在りては地方長官の認可を受け當分の内之を男子に在りては二年又は三年となすことを得と規定されてゐるのであるが、此の場合の教授及訓練時數に就ては、青年學校規程附則第二項に於て、四百二十時以上とし、各教授及訓練科目に付夫々第八條第三號表の第一年の時數たる修身及公民科二〇時、普通學科五〇時、職業科七〇時、教練科七〇時、合計二一〇時を下らざることと規定されてゐる。

第七節 青年學校の教員

第一 教員の資格

青年學校は前に述べた如く、國民教育の完成を以て使命とし、公民教育、職業教育等の専門的知識技能を要する教科目の教授に當り、而かも滿十二歳より二十歳前後までの最も指導教育上困難な時期の陶冶鍛鍊に當るが故に、教師は之に適當する識見並専門的知識技能と體力と特殊の技倆とを有する教育者を必要とするのである。如何に設備を整へ又如何に青年の好學心燃ゆるものありと雖も、若し教員にして適材を得ざらんか、到底教育の成果を擧げ得ない。

次に大切なるは教員に其の人を得ると同時に學級に相當する員數の充實を要することは言ふまでもないことである。

故に青年學校令に於て

第十二條 青年學校の教員の資格に關する規則は文部大臣之を定むと規定し、文部大臣をして教員の素質に一定の標準を定めしめることとしてある

のである。

而して文部大臣は青年學校教員資格規程に於て

第一條 左の各號の一に該當する者は青年學校の教員たることを得

一 青年學校教員養成所を卒業したる者

二 實業學校の教員たることを得る資格を有する者

三 小學校本科正教員又は小學校専科正教員の免許狀を有する者

四 文部大臣の指定したる者

として従來實業補習學校の教員資格規定に準じ而して職業科に於て特別なる技術を有する者を使用する必要を認めて適材任用の餘地を與へる爲に次の規定がある。

第二條 職業家事又は裁縫に關する特別の知識技能を有する者は地方長官の認可を受け青年學校の教員たることを得

第三條 前後の認可を受けんとする者は其の擔任せんとする教授及訓練科目を記載したる願書に履歴書を添へ地方長官に申請すべし

而して無資格者を任用する場合に於ては次の規定がある。即ち、

第四條 公立青年學校に在りては地方長官に於て、私立青年學校に在りては地方長官の認可を受け設立者に於て第一條及第二條の資格を有せざる者を教員として採用することを得。となつてゐる。

次に青年學校に教諭と稱することを得る者は同規程に左の如き制限が設けられてゐる。

第五條 左の各號の一に該當する者にあらざれば公立青年學校の教諭と稱することを得ず

一 青年學校教員養成所を卒業したる者

二 實業學校の教員たることを得る資格を有する者

三 小學校正教員又小學校専科正教員の免許狀を有する者にして六年以上助教諭の職にありたるもの

青年學校以外の公立學校の教諭又は助教諭の職にありたる者は前項の規程に拘らず公立青年學校の教諭と稱することを得

次に青年學校に於て前掲第四條の無資格者任用の場合には同第六條に於て「青年學校に於て第四條に依り採用する教員數の制限に關しては地方長官の定むる處に依るべし」と規定して地方により適宜參酌の餘地を與へてある。

尙同規程の附則を左に掲げて參考に供する。

青年學校教員資格規程附則

第七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條 青年學校教員養成所令附則第三項ノ青年學校教員養成所ニシテ修業年限二年未滿ノモノヲ卒業シタル者ハ第五條第一項ノ適用ニ付テハ三年以上助教諭ノ職ニ在リタル場合ニ限ル

第九條 本令中助教諭ノ在職年數ノ計算ニ付テハ從前ノ公立實業補習學校ハ之ヲ公立青年學校ト看做ス

第十條 從前ノ公立實業補習學校ハ第五條第二項ノ適用ニ付テハ之ヲ青年學校ト看做ス

第十一條 本令施行前ニ於テ公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第二條第三號ノ規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタル者ハ之ヲ第一條第四號ノ規定ニ依リ指定シタルモノト看做ス

第十二條 本令施行前ニ於テ公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第二條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ實業補習學校ノ教員タルコトヲ認可シタル者ハ之ヲ第二條ノ規定ニ依リ認可シタルモノト看做ス

第十三條 從前ノ實業補習學校教員養成所又ハ大正九年文部省令第三十四號附則第五項ノ規定

ニ依リ實業補習學校教員養成所ト看做サレタルモノヲ卒業シタル者ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ青年學校教員養成所ヲ卒業シタルモノト看做ス但シ修業年限二年未滿ノモノニ在リテハ第五條第一項ノ適用ニ付テハ三年以上助教諭ノ職ニ在リタル場合ニ限ル

第十四條 本令施行前ニ於テ大正九年文部省令第三十四號附則第三項ノ規定ニ依リ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有シタル者ハ之ヲ本令ニ依リ青年學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スルモノト看做ス

尙青年學校教員養成に關しては青年學校教員養成所令の同規程あるもそれは後段教員養成體驗論に於いて述べるを以てこゝに之れを省略する。

第二 教員の待遇

青年學校の職員待遇は從來實業補習學校教員の場合と同様であつて、一般中等學校職員に如く優遇の途が講せらるゝことになつてゐる。

公立青年學校教員の年功加俸は實業補習學校の場合と同様公立學校教員年功加俸の支給を受けることになつてゐる。

又實業學校教員の場合と同様に青年學校教諭及學校長は高等官の待遇を受けることが出来ることになつてゐる。

即ち教諭は公立青年學校教諭として高等官五等待遇まで、學校長は高等官三等待遇まで進み得る途が開けてゐるのである。

職員待遇に關する制度がかく布かれてゐるからには、地方長官としては、其の功績顯著なる専任教員、兼任教員及學校長は之を認め高等官に進めて其の效績を顯彰するを要すると思ふ。

生涯を青年教育に獻げて郷土の文化を建設し商業を興しつゝある青年學校職員の功績に對して、この精神的優遇の制度を生かして用ふるは正に教育行政上喫緊の要務であると信するのである。

青年學校教員資格規程

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ青年學校ノ教員タルコトヲ得
 - 一 青年學校教員養成所ヲ卒業シタル者
 - 二 實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者
 - 三 小學校本科正教員又ハ小學校専科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
 - 四 文部大臣ノ指定シタル者
- 第二條 職業、家事又ハ裁縫ニ關スル特別ノ知識技能ヲ有スル者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ青年學

校ノ教員タルコトヲ得

第三條 前條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ擔任セントスル教授及訓練科目ヲ記載シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ地方長官ニ申請スベシ

第四條 公立青年學校ニ在リテハ地方長官ニ於テ、私立青年學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ設置者ニ於テ第一條及第二條ノ資格ヲ有セザル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得

前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立青年學校ニ在リテハ教諭及助教諭ト稱スルコトヲ得ズ

- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニアラザレバ公立青年學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得ズ
 - 一 青年學校教員養成所ヲ卒業シタル者
 - 二 實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者
 - 三 小學校本科正教員又ハ小學校専科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニシテ六年以上助教諭ノ職ニ在リタルモノ

青年學校以外ノ公立學校ノ教諭又ハ助教諭ノ職ニ在リタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ公立青年學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得

第六條 青年學校ニ於テ第四條ニ依リ採用スル教員數ノ制限ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルベシ

附 則

第七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(以下は本節の第一に掲げたるに付此處には省く)

第八節 青年學校の設置及廢止

實業補習學校及び青年學校は從來殆ど總てが小學校に併設されてゐて、机腰掛に至るまで小學校兒童用のものを利用せしめ、忍び難き不利不便を忍ぶの餘儀なき事情の下に置かれてゐる。

然し青年學校は中等學校生徒と同等以上の年齢の青年に對し、それと同等以上の程度に於て教育を施さんとするものである。

故に成るべく専用の校舎教室其他の設備を爲しまた、道府縣町村學校組合及び市町村學校組合にて設立する場合は相當の設備と其他の整備を期し、また農工水産試験場講習所、中等以上の學校等に併設して萬般に於て完備せる教育を施すことが望ましい。

また最近農會等が産業政策徹底の要諦が教育運動に依るものであることに着眼して、長期の講習會、婦人の農業教育を施すの新運動あるに鑑み、商工會議所、農會等が私立青年學校を設置するが如き極めて喜ぶべき現象であると信するのであ

る。

從來私人が巨費を投じて中學校、專門學校等を設立する事例が尠く無かつたのであるが、時勢はかゝる學校を設立するよりも青年學校を設立して青年大衆に對して合理的な教育を施すことがよりよく國家社會に貢獻するのである。

會社工場が男女の勞務者に對して教育を施す場合、青年學校を設立することも亦喜ぶべき現象である。此の意味に於て私人の青年學校設置を認めたるにも大いに意義あるものであると信ずる。左に青年學校令に於ける設立者に關する條文を掲げる

第二條 北海道、府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合は青年學校を設置することを得

第三條 商工會議所、農會其他之に準すべき公共團體は青年學校を設置することを得

前項の規定に依り設置したる青年學校は私立とす

第四條 私人は青年學校を設置することを得

青年學校令實施を好機會として一市町村内に於ける青年學校數の整理並に分教場の設置併設、獨立せる青年學校を特設する等をなし、土地の情況に適合せしめることは、最も機宜に適せる處置であると思ふのである。

一市町村内に於ける學校數は、通學の距離とその便否、職業關係に依つて決定せらるゝ場合が多いのであるが、動もすれば通學距離はさまで考慮する程度にはあらざるも感情上より町村内二校以上を小學校に併置する場合もある。

然るに一町村内に二校以上を設置することは、常に經費に無駄を生ずるのみならず、一町村公民たるべき青年を別々の所に於て教育することは、將來全村民一致を要するに鑑み結果より觀て甚だ好ましからぬことであるのである。

故に出來得る限り一町村一校となし、土地の情況に依り共同の宿舍を設けて、或期間これに宿泊せしめ修養鍛鍊を爲さしめ併せて通學距離の不便を除くが如き一舉兩得の方法である。

分教場も通學の不便なる爲め已むを得ざる場合に限りて採用することゝし、共同宿舍を利用して本校生徒と合同して修養鍛鍊するの機會を多からしめ、また本

校職員は出來得る限り多くの時間を分教場に配當するの方針を採るも亦よい。

この外その土地に適切なる事項の講習、傳習等を相當期間に互つて行ふが如き方法に依つて、教育上恵まれざる分教場の青年教育はこれを充實せしむるに最善の努力を積み、青年學校の本旨を全うするに遺憾なき事を期せねばならない。

一町村一校主義の實現を見るとき、それが小學校に併設する學校に於ては、青年期の修鍊には種々の不便と障礙とを伴ふものであるから、財政の許す限り獨立青年學校を建設して、校舍はこれを成人教育、郷土館等の社會教育、其の他産業施設、農村托兒所の如き社會事業施設等に解放するがよい。

斯くする時は青年教育の内容を充實せしむるのみならず、事實上に於て青年學校が市町村文化建設の中樞となり、青年教育の郷土化、實生活化を徹底し得るのであつて洵に望ましい施設である。現今青年教育の發達した地方では農業公民學校に専用の校舍を新設して、これに前記の如き諸施設を實施してゐる。

青年學校の經費は一町村の力では十分にこれを完備することが困難であるから、組合市町村立または組合町村立と爲してこの缺陷を補はんとするの傾向があ

る。然しかゝる企てには諸種の事情を調査研究した上で決定しなくてはならない。今其の主なる事項を擧げて説明することとする。

先づ第一に二ヶ町村以上の組合立とする場合には通學距離の長短を考慮しなくてはならない。晝間作業に従事して疲勞せる上に作業を終へ極めて切迫せる時間内に登校することは容易で無く随つて通學距離は平地と雖も一里半以上に出でることは出來難い。

假令晝間通年制の學校の場合と雖も遠距離通學は就學出席率の低下を見る、特に高年次の青年に於て著しく随つて新教育の本質にもとるのみならず、往復に時間を徒費する、之はたださへ修練時數の僅少なる青年學校に於ては忍び難い障礙と謂はねばならないと信ずる。故によく通學路の長短、通路の善惡その他交通機關の發達程度、職業の種類、地勢等に考慮して最長通學距離を考慮しなくてはならない。通學距離に幾分無理あるとも寄宿舎の建設、寄宿舎代用の部落公堂の設置、巡迴教授等に依つて前述の不便を補ひ得る場合に於ては敢て通學距離に拘泥する必要は無い。

第二には二ヶ町村以上の組合立たる場合に於ては組合各町村の財政、産業、民性、其他各方面の事情を異にして永年存續の困難なることが尠くないのみならず、負擔の均衡、在學青年數の異動等に基く利害關係に依つて、組合脱退または解散等の故障を生ずるものである。

當初よく凡ゆる方面の事情を調査研究したる後に於て實行することとし、一時の勢に動かされて決するが如きこと無き様心懸けねばならない。

第三に専修科の如く物的、人的の設備に相當多額の經費を要するものを一學校として經營する場合に於ては、組合立と爲すを得策とする場合が多い。

第四に考慮すべきは組合立學校の陥り易き弊は學校本位となつて家庭を顧みること困難であり、劃一的、一般的であつて土地の實際に即し難く特に形式よりも實質を重んじ、郷土を教室教材として生きたる教育を施さねばならない青年學校に於ては、忍ぶ能はない教室教授、活字教育に陥る慮がある。

宜しく組合區域の廣、天然の、人的状態の異同、其他各方面の事情を調査し、慎重に於ては、練り計劃を樹て、以つて組合の永續性、青年教育の合理化を達成し得る見込確

實なる場合に於て斷行すべきである。

殊に從來組合立實業補習學校は教育の機會を失ふ多數の青年男女あるを顧ない傾向あるのみならず、漸次その形式内容を中等實業學校に近づかしめ遂には實業學校に組織變更を爲して、青年大衆の教育機關たるの實を失ふに至る事例が尠くないことは、組合立青年學校の設置は決して輕々に斷行すべからざる所以である。

青年學校には主として職業に關する特別の事項を修得せしむる爲に専修科を設けることが出来る。青年學校規程第八條に次の如く規定せられてゐる。

第八條 青年學校には特別の事項を修得せしむる爲専修科を置くことを得

専修科に關する規則は文部大臣之を定む。

専修科に於ける特別なる事項とは例へば職業科では寫眞、タイプライター、習字、速記、簿記、珠算、自動車、鐵道、通信、家具、時計、電話、印刷、測量、製圖、圖案、機械修理、造園、養畜、養鶏、看護、裁縫、手藝等である。

而してこれに入學するものは青年學校卒業者、其他中等學校卒業者等であつ

て、修了後直に其の業務に就かんとする者を收容するのであるから年齢も二十歳以上に達する者があり得るのである。

尙専修科に該當すべきものに、從來高等國民學校の名に於て經營せられたるデシマークの國民高等學校の精神を汲めるものがある。

此の種のものには寄宿舎を有し、こゝに生徒一同が共同生活を營み、居常和樂なる家庭的生活を體驗せしめ、農家經營の根本資質を涵養し、農村經營の中堅人物を養成し、且つ殖民地に發展する有爲なる人物を養成せんとするが如きもの等がある。

これ等も専修科として青年學校令に準據し經營を繼續するがよいと思ふのである。

青年學校を設置せんとする時は、青年學校規程第一條に規定せられたる手續を踏むを要する。その規定は次の如くである。

第一條 青年學校の設置に就き認可を受けんとする時は左の事項を具し道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りては地方長官の認可

を受くべし。

一、名 稱

二、位 置

三、學 則

四、生徒概數

五、開校年月

六、經費及維持の方法

前項第一號第二號及第五號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其他の學校に在りては地方長官の認可を受くべし、第一項、第二號の位置に關する申請には校地の面積、校舍、其の他の建物の配置及附近の狀況を記載したる圖面を添付すべし。

前掲の設置に關する規程中學則は、道府縣に於てそれ〴〵標準の形式を定むべきを以て、これに基きて設立せんとする學校の學則を定むべきである。

青年學校の學則に就ては青年學校規程第十七條に次の如く規定して居る。

第十七條 青年學校の學則には左の事項を規定すべし

- 一 科並に教授及訓練期間に關する事項
- 二 教授及訓練科目並に教授及訓練時數に關する事項
- 三 教授及訓練の時刻並に季節に關する事項
- 四 課程の修了及卒業の認定に關する事項
- 五 入學、退學等に關する事項
- 六 其の他必要なる事項

前項第一號及第二號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣、其他の學校に在りては地方長官の認可を受け、第三號乃至第六號の變更は道府縣立の學校に在りては文部大臣に、其の他の學校に在りては地方長官に開申すべし、次に青年學校設置者變更の場合に次の規定に依る。

第三條 青年學校の設立者を變更せんとする時は第一條第一項第一號乃至第四號及第六號の事項並に變更の事由を具し道府縣立の學校の場合に在りては文部大臣、其の他の學校に在りては圖面を具し地方長官の認可を受くべし

次に青年學校の廢止を爲す場合は青年學校規程第二條の手續を必要とする。

第二條 青年學校の廢止に就き認可を受けんとするときは、その事由及生徒の處分方法を具し、道府縣立の學校に在りては文部大臣に、その他の學校に在りては地方長官に申請すべし。
尙設備に付概略を左に掲げる。

第九節 青年學校の設備

青年教育の設備上從來忍ぶべからざる缺陷があり、寧ろ人道問題といふべきものなりと聲を大にして之が充實を促し來つたのであるが青年學校令實施後と雖も尙當分はこの遺憾なる状態を持續することであらう、この缺陷は速かに充實しなくてはならぬ。

設備の件に就きては青年學校令第四條に校地、校舎、體操場及校具を備ふべしとあるが他の箇所にて述べるを以てこゝには學籍簿につき法令を引いて述べる事とする。

青年學校規程に於て

第十八條 青年學校には學籍簿及出席簿を備ふべし

と規定されてゐる。

而して學籍簿様式については、文部省より次の如く告示された。

青年學校學籍簿様式

- 一 各欄の大きさは適宜とす
- 一 各科の欄は學校の狀況に依り其の要否に應じて、適宜取捨することを得るものとす
- 一 出缺欄には各教授及訓練科目の出席時數及缺席時數を記入するものとす
- 一 摘要欄には教授及訓練の委託其の他の必要なる事項を記入するものとす
- 一 專修科に於ける修身及公民科、各專修項目の欄には各出席時數を記入するものとす
- 一 學校醫を置かざる場合又は學生生徒兒童身體檢查規程第九條に依り、身體檢查を行はざる場合と雖、身體狀況には身長體重及胸圍を記入するものとす

學籍簿に性格特長等を記入する場合は抽象的語句にのみ偏せず成るべく具體的に其の行爲及改過遷善の經過を記入するがよい。次に青年學校令並に青年學校規程及青年學校關係法令の改正されたるものを左に掲げて參考に資する。

青年學校令

- 第一條 青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス
- 第二條 北海道府縣市町村市町村學校組合町村學校組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村學校組合ニ準ズベキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 商工會議所農會其ノ他之ニ準ズベキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年學校ハ私立トス
- 第四條 私人ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 青年學校ノ設置廢止ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 青年學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第六條 青年學校ニ普通科及本科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得

ヲ得

青年學校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得

第七條 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス

本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト爲スコトヲ得

研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

第八條 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス
本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス

第九條 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、並ニ體操科トシ、女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科、並ニ體操科トス
本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、並ニ教練科トシ、女子ニ在リテハ修身及公民科、普通學科、職業科、家事及裁縫科、並ニ體操科トス
研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムベシ、但シ修身及公民科ハ之ヲ缺クコトヲ得ズ

教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 青年學校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得、專修科ニ關スル規則

第二章 青年學校法令

ハ文部大臣之ヲ定ム

- 第十一條 青年學校ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クベシ
- 第十二條 青年學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十三條 青年學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十四條 青年學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ズ但シ道府縣立ノ學校ニ在リテ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十五條 本令ニ依ラザル學校ハ青年學校ト稱スルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青年學校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ情況ニ依リ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ男子ニ在リテハ二年又ハ三年ト爲スコトヲ得

青年學校ノ專任教員ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當分ノ内之ヲ置カザルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ實業補習學校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタル青年學校ト看做ス

前項ノ青年學校ニシテ本令ニ依リ難キモノハ本令施行後六月ヲ限リ仍從前ノ實業補習學校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ爲スコトヲ得

青年學校規程 (文部省令)

第一條 青年學校ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スベシ

- 一 名稱
 - 二 位置
 - 三 學則
 - 四 生徒概數
 - 五 開校年月
 - 六 經費及維持ノ方法
- 前項第一號第二號及第五號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 第一項第二號ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積校舍其ノ他ノ建物ノ配置及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面ヲ添付スベシ
- 第二條 青年學校ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ申請スベシ
- 第三條 青年學校ノ設置者ヲ變更セントスルトキハ第一條第一號第一號第一號及第六號ノ事項並ニ變更ノ事由ヲ具シ道府縣立ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ文部大臣其ノ他ノ學校ニ關スル場合ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

青年學校の新經營

第四條 青年學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フベシ
 第五條 位置ノ變更ニアラザル校地ノ變更竝ニ校舍其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ開申シ其ノ他ノ學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第六條 青年學校ハ學校試驗場、講習所等ニ併設スルコトヲ得

第七條 青年學校ニハ土地ノ情況ニ依リ分教場ヲ設クルコトヲ得

第八條 普通科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第一號表、女子ニ在リテハ第二號表ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

第一號表

教授及訓練科目	年	
	第一	第二
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

第二號表

教授及訓練科目	年	
	第一	第二
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家事及裁縫科	八〇	八〇
體操科	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇

本科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第三號表、女子ニ在リテハ第四號表ノ時數以上ニ於テ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ但シ男子ニ於テ教授及訓練期間ヲ四年ト爲シタル場合ニ在リテハ第三號表ノ第一年乃至第四年、女子ニ於テ教授及訓練期間ヲ二年ト爲シタル場合ニ在リテハ第四號表ノ第一年及第二年ノ時數以上トス

第三號表

教授及訓練科目	年				
	第一	第二	第三	第四	第五
修身及公民科	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇	九〇	九〇	九〇

第二章 青年學校法令

教	練	科	計	七〇	七〇	七〇	七〇
合	計	二一〇	二一〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇

第四號表

教授及訓練科目	年		
	第一	第二	第三
修身及公民科	二〇	二〇	二〇
普通學科	五〇	五〇	五〇
職業科	一一〇	一一〇	一一〇
家事及裁縫科			
體操科	三〇	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇	二一〇

研究科ノ各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授及訓練時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

第九條 青年學校ノ專修科ノ教授及訓練期間、入學資格、專修項目其ノ他必要ナル事項ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

第十條 青年學校ノ教授及訓練ハ土地ノ情況ニ應ジ適當ナル時刻及季節ニ於テ之ヲ行フベシ

第十一條 青年學校ノ入學期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入學セシムルコトヲ得

第十二條 特別ノ事情アル者ハ其ノ年齢及素養ニ應ジ之ヲ普通科第二年又ハ本科若ハ研究科ノ第二年以上ニ入學セシムルコトヲ得

第十三條 他ノ青年學校ノ生徒ニシテ轉學ヲ志望スルモノアルトキハ之ヲ相當科ノ相當年ニ入學セシムルコトヲ得

第十四條 學校長ハ生徒ニシテ特別ノ事由ニ依リ一時他ノ青年學校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スルモノアルトキハ其ノ期間其ノ生徒ノ教授及訓練ヲ他ノ青年學校ニ委託スルコトヲ得

第十五條 學校長ハ普通科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證、本科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證ヲ授與スベシ

第十六條 公立青年學校ニハ生徒ノ教育ヲ擔任セシムル爲指導員ヲ置クコトヲ得
指導員ハ地方長官之ヲ囑託ス

第十七條 青年學校ノ學則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 科並ニ教授及訓練期間ニ關スル事項
- 二 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時數ニ關スル事項
- 三 教授及訓練ノ時刻並ニ季節ニ關スル事項

第二章 青年學校法令

- 四 課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
 - 五 入學、退學等ニ關スル事項
 - 六 其ノ他必要ナル事項
- 前項第一號及第二號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號乃至第六號ノ變更ハ道府縣立ノ學校ニ在リテハ文部大臣ニ、其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ開申スベシ
- 第十八條 青年學校ニハ學籍簿及出席簿ヲ備フベシ
 - 第十九條 青年學校ニ於テハ平素生徒ヲシテ其ノ修學情況ヲ明ニスベキ手帳ヲ所持セシムベシ
 - 第二十條 青年學校ニ於テハ隨時講習ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

實業補習學校規程及青年訓練所規程ハ之ヲ廢止ス

青年學校令附則第二項ノ青年學校ノ本科ノ各年ニ於ケル教授及訓練時數ハ四百二十時以上トシ各教授及訓練科目ニ付夫々第八條第三號表ノ第一年ノ時數ヲ下ラザルモノトス

青年學校關係法規改正

(一) 兵役法施行令及兵役法施行規則の改正

青年學校の實施に伴ふ陸軍關係法令、即ち兵役法施行令第三十一條第三項の規

定に關する件及兵役法施行規則中後段に掲ぐる如く改正せられた。

今其の改正の要點を摘記すれば次の如くである。即ち左の改正の眼目は在營期間短縮のために必要な課程の修了程度に就き從來青年訓練所とありし部分を「青年學校及之と同等以上の課程を修了したる者」と改め「同等以上と認むる」課程の修了程度に就ては

- 一、青年學校の本科又は本科及研究科に四年以上在學しその課程につき修身及公民科百時、普通科及職業科を通じ二百五十時、教練科三百五十時以上を修めたること
- 二、地方長官、朝鮮總督、滿洲國駐劄特命全權大使、關東長官、樺太長官に於て青年訓練所の課程と同等以上と認めたる課程を三月三十一日を基準として年齢十四年以上に於て四學年以上修了し教練三百五十時間以上修めたること
- 三、朝鮮、臺灣總督府、樺太に於て青年訓練所の課程につき概ね四年以上訓練を受け修身及公民科百時、普通科及職業科二百五十時、教練科三百五十時以上を修めたること

四、現役將校を配屬したる中等學校の第四年(高等小學卒業程度)を入學資格とするものにあつては第二學年(修了程度)以上の教練を修めたること

(一) 兵役法施行令の改正

青年學校の實施に伴ふ陸軍關係法令、即ち兵役法施行令第三十一條第三項の規定に依る認定に關する件及兵役法施行規則中左の通り改正公布せられた。

兵役法施行令第三十一條第三項の規定に依る認定に關する件

兵役法施行令第三十一條第三項の規定に依る認定に關する件左の通り定む。

第一條 左ノ各號ニ掲グルモノハ青年學校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程トス

一 地方長官ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上ノ課程ト認メタル課程

二 昭和四年朝鮮總督府令第八十九號青年訓練所規程ニ依ル青年訓練所ノ課程(同規程第十三條第二項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)及同規程第十五條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ於テ之ト同等以上ト認メタル課程

三 昭和六年臺灣總督府令第七十三號ニ依ル公立ノ青年訓練施設ノ課程及臺灣總督ニ於テ之ト同等以上ト認メタル課程

四 滿洲國駐劄特命全權大使又ハ關東州廳長官ニ於テ昭和十年勅令第九十一號ニ依ル青年學校ノ課程ト同等以上ト認メタル課程

五 樺太青年訓練所規程ニ依ル青年訓練所ノ課程及同規程第九條ノ規定ニ依リ樺太廳長官ニ

於テ之ト同等以上ト認メタル課程

六 現役將校ヲ配屬シタル學校ノ課程

七 現役將校ヲ配屬セザル官立又ハ公立ノ商船專門學校及商船學校ノ課程

八 陸軍大臣及文部大臣ニ於テ指定シタル學校ノ課程

(二) 兵役法施行規則ノ改正

兵役法施行規則中左ノ通改正ス

目次第四編第十六章中「第四款青年訓練修了者及在外部隊入營者ノ特別心得」ヲ「第四款 青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者及在外部隊入營者ノ特別心得」ニ改ム

第十四條中「青年訓練修了者」ヲ「青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者」ニ改ム

第五十二條ノ二 法第十一條ノ規定ニ依ル在營期間短縮ノ爲必要ナル青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ノ修得程度左ノ如シ

一 青年學校ノ本科又ハ本科及研究科ニ四年以上在學シ其ノ課程ニ付修身及公民科百時、普通學科及職業科ヲ通ジ二百五十時、教練科三百五十時以上ヲ修メタルコト

二 地方長官ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上ト認メタル課程昭和四年朝鮮總督府令第八十九號青年訓練所規程第十五條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ於テ同規程ニ依ル青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認メタル課程、滿洲國駐劄特命全權大使若ハ關東州廳長官ニ於テ昭和十年勅令第九十一號ニ依ル青年學校ノ課程ト同等以上ト認メタル課程又ハ樺太青年訓練所規程第九

條ノ規定ニ依リ樺太廳長官ニ於テ同規程ニ依ル青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認メタル課程ヲ年齡十四年(毎年三月三十一日ヲ基準トス)以上ニ於テ四學年以上修了シ教練三百五十時以上ヲ修メタルコト

三 昭和四年朝鮮總督府令第八十九號青年訓練所規程ニ依ル青年訓練所ノ課程(同規程第十三條第二項ノ規定ニ依ルモノヲ除ク)昭和六年臺灣總督府令第七十三號ニ依ル公立ノ青年訓練施設ノ課程若ハ臺灣總督ニ於テ之ト同等以上ト認メタル課程又ハ樺太青年訓練所規程ニ依ル青年訓練所ノ課程ニ付概ネ四年以上訓練ヲ受ケ修身及公民科百時、普通學科及職業科ヲ通ジ二百五十時、教練科三百五十時以上ヲ修メタルコト

四 現役將校ヲ配屬シタル尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスル學校ノ第四學年(高等小學校第二學年)修了程度ヲ入學資格トスル學校ニ在リテハ第二學年其ノ他之ニ準ズ)修了程度以上ノ教練ヲ修メタルコト

五 現役將校ヲ配屬セザル尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスル公立商船學校ノ第四學年(高等小學校卒業程度)ヲ入學資格トスル學校ニ在リテハ第二學年其ノ他之ニ準ズ)修了程度以上ノ課程ヲ修メタルコト

六 陸軍大臣及文部大臣ニ於テ青年學校ノ課程ト同等以上トシテ指定シタル學校ニ付陸軍大臣ニ於テ告示シタル程度ノ課程ヲ修メタルコト

七 前各號ニ掲グル課程ニ付其ノ二以上ノ課程ヲ修メタル期間ヲ通算シ概ネ四年以上ニ達シ其ノ間ニ於テ第一號ノ科目ニ該當スル科目ニ付各同號ニ規定スル時數以上ヲ修メタルコト

第五十二條ノ三 前條ニ規定スル程度ノ課程ヲ修得シタル者ニシテ在營期間ヲ短縮セララルベキモノハ當該課程ノ修得ニ關シ學校長又ハ之ニ準ズベキ者ノ署名捺印シタル證明書ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ前條第四號ノ教練ヲ修メタル者ニ在リテハ當該學校ノ配屬將校(陸軍現役將校學校配屬令又ハ大正十四年勅令第二百四十六號ニ依リ學校ニ配屬シタル現役將校ヲ謂フ以下同ジ)ノ署名捺印シタルモノトス

第七十四條樣式中青年訓練又ハ學校教練ノ程度ノ項ヲ左ノ如ク改ム

青年學校ノ課程若
ハ之ト同等以上ト
認ムル課程又ハ學
校教練ヲ修メタル
程度
何青年學校ニ於テ第何年次ノ課程ヲ修業中又ハ何中學校卒業ノ際學
校教練ノ檢定ニ合格目下何校ニ於テ引續キ修業中ニシテ現ニ學校教
練ヲ受ク等青年學校ノ課程若ハ之ト同等以上ト認ムル課程若ハ學校
教練ヲ修メザル者又ハ其ノ修得ヲ中止シタル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ
記ス)

第九十三條第三號、同條第四號(ト)號(丙)號及第百五十九條第二項第五號中「青年訓練所ノ訓練若ハ之ト同等以上ト認ムル訓練ヲ修了シ又ハ之ヲ修了スベキ見込アル者」ヲ「青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ニ付陸軍大臣ノ定メル程度ノ課程ヲ修得シタル者又ハ修得スベキ見込アル者」ニ改ム

第百十七條中「青年訓練手帳」ヲ「青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程修得ニ關スル證明書」ニ改ム

ル課程ヲ修メザル者ニ改ム
第二百三十條第一號様式中「青年訓練ノ概況」ヲ「青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程
修得ノ概況」ニ「青年訓練所在所間」ヲ「青年學校在校間」ニ改メ「青年訓練手帳」ニ記載シアラザル事項
ニシテ「ヲ削ル

「第四款 青年訓練修了者及在外部隊入營者ノ特別心得」ヲ「第四款 青年學校ノ課程又ハ之ト同
等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者及在外部隊入營者ノ特別心得」ニ改ム

第二百五十條第一號及第二號ヲ左ノ如ク改メ同條第三號及第四號ヲ削ル

一 青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ニ付陸軍大臣ノ定ムル程度ノ課程ヲ修得
シタル者ハ其ノ證明書

二 學校教練ノ檢定ニ合格シタル者ハ當該學校ノ配屬將校ノ交付スル合格證明書(陸軍補充令
施行規則第七十九條第一項ノ規定ニ依リ聯隊區司令官ニ合格證明書ヲ差出シタル者ヲ除ク)
附録第二様式其ノ一註記第十七號中「青年訓練修了見込ノ者」ヲ「青年學校ノ課程又ハ之ト同等以
上ト認ムル課程ニ付陸軍大臣ノ定メタル程度ノ課程ヲ修得シタル者又ハ修得スベキ見込アル
者」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前青年訓練所ノ訓練又ハ之ト同等以上ト認メラレタル訓練ヲ修了シタル者ノ取扱ハ
仍従前ノ例ニ依ル

青年學校又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムル以前ニ於テ青年訓練所若ハ昭和二年勅令第
百三十八號ニ依ル關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル青年訓練所ノ訓練又ハ之ト同等以上ト
認ムル訓練ヲ受ケタル者ノ當該訓練期間及訓練時數並ニ昭和十年陸軍、文部省令第一號ニ依リ
青年學校ノ課程ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ同令公布以前ニ修得シタル者ノ當該修得期
間及時數ハ之ヲ第五十二條ノ二ニ規定スル期間及時數ニ通算ス

昭和十年三月三十一日ニ於テ年齢十五年以上ノ者ニシテ青年學校ノ本科又ハ研究科ノ課程ヲ
修ムルモノ並ニ昭和十年三月三十一日ニ於テ年齢十七年以上ノ者ニシテ實業補習學校後期卒
業者及尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスル中等學校ノ第三學年修了程度(高等小學校卒業程
度ヲ入學資格トスル學校ニ在リテハ第一學年修了程度其ノ他之ニ準ズ)以上ノ學力アルモノ中
第五十二條ノ二第三號ニ規定スル課程ヲ修ムルモノニ付テノ第五十二條ノ二ニ規定スル課程
修得ノ程度ニ關シテハ別ニ之ヲ告示ス昭和十年六月十日陸軍省令第 號附則第四項ニ規定ス
ル者ノ青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ノ修得程度ニ關シテハ兵役法施行規則
第五十二條ノ二ニ掲グル時數ニ拘ラズ左ノ各號ニ依ルモノトス

一 年齢十五年(年齢ノ計算ハ昭和十年三月三十一日トス以下同ジ)以上十六年未滿ノ者ノ兵役
法施行規則(以下規則ト稱ス)第五十二條ノ二第一號又ハ第七號(規則第五十二條ノ二第一號ニ
規定スル課程ヲ修メタル期間ヲ通算スル場合ニ限ル)ニ規定スル課程ノ修得程度左ノ如シ

修身及公民科

九十時以上

普通學科及職業科ヲ通ジ

二百三十時以上

第二章 青年學校法令

青年學校の新經營

七〇

教練科

三百三十時以上

二 年 齡 十 六 年 以 上 ノ 者 (課 程 ヲ 修 得 シ タ ル 期 間 ハ 概 ネ 四 年 ト ス) ノ 規 則 第 五 十 二 條 ノ 二 第 一 號 又 ハ 第 七 號 規 則 第 五 十 二 條 ノ 二 第 一 號 ニ 規 定 ス ル 課 程 ヲ 修 メ タ ル 期 間 ヲ 通 算 ス ル 場 合 ニ 限 ル) ニ 規 定 ス ル 課 程 ノ 修 得 程 度 左 ノ 如 シ

修身及公民科

八十時以上

普通學科及職業科ヲ通ジ

二百時以上

教練科

三百時以上

前 項 ニ 規 定 ス ル 普 通 學 科 及 職 業 科 ヲ 通 ジ 二 百 時 中 實 業 補 習 學 校 後 期 卒 業 者 及 尋 常 小 學 校 卒 業 程 度 ヲ 入 學 資 格 ト ス ル 中 等 學 校 ノ 第 三 學 年 修 了 程 度 高 等 小 學 校 卒 業 程 度 ヲ 入 學 資 格 ト ス ル 學 校 ニ 在 リ テ ハ 第 一 學 年 修 了 程 度 其 ノ 他 之 ニ 準 ズ) 以 上 ノ 學 力 ア ル 者 ニ シ テ 年 齡 十 七 年 以 上 ノ モ ノ ニ 在 リ テ ハ 百 時 以 內 十 八 年 以 上 ノ モ ノ ニ 在 リ テ ハ 百 五 十 時 以 內 十 九 年 以 上 ノ モ ノ ニ 在 リ テ ハ 二 百 時 以 內 ヲ 免 除 ス

三 規 則 第 五 十 二 條 ノ 二 第 三 號 ニ 規 定 ス ル 課 程 ヲ 修 メ タ ル 年 齡 十 七 年 以 上 ノ 者 ノ 中 實 業 補 習 學 校 後 期 卒 業 者 及 尋 常 小 學 校 卒 業 程 度 ヲ 入 學 資 格 ト ス ル 中 等 學 校 ノ 第 三 學 年 修 了 程 度 高 等 小 學 校 卒 業 程 度 ヲ 入 學 資 格 ト ス ル 學 校 ニ 在 リ テ ハ 第 一 學 年 修 了 程 度 其 ノ 他 之 ニ 準 ズ) 以 上 ノ 學 力 ア ル 者 ニ 對 シ テ ハ 規 則 第 五 十 二 條 ノ 二 第 三 號 又 ハ 第 七 號 ニ 掲 グ ル 普 通 學 科 及 職 業 科 ヲ 通 ジ 二 百 五 十 時 中 年 齡 十 七 年 以 上 ノ モ ノ ニ 在 リ テ ハ 百 時 以 內 十 八 年 以 上 ノ モ ノ ニ 在 リ テ ハ 百 五 十 時 以 內 十 九 年 以 上 ノ モ ノ ニ 在 リ テ ハ 二 百 五 十 時 以 內 ヲ 免 除 ス

(三) 青年學校令施行ノ際公立青年訓練所ノ主事及指導員ノ取扱ニ關スル件 (省令)

文部大臣

青 年 學 校 令 施 行 ノ 際 現 ニ 公 立 青 年 訓 練 所 ノ 主 事 又 ハ 指 導 員 タ ル 者 別 ニ 辭 令 ヲ 發 セ ラ レ ザ ル ト キ ハ 同 手 當 又 ハ 無 給 ヲ 以 テ 各 公 立 青 年 學 校 ノ 學 校 長 事 務 取 扱 又 ハ 指 導 員 ヲ 囑 託 セ ラ レ タ ル モ ノ ト ス

附 則

本 令 ハ 公 布 ノ 日 ヨ リ 之 ヲ 施 行 ス

(四) 青年訓練所令廢止ノ件 (勅令)

青 年 訓 練 所 令 ハ 之 ヲ 廢 止 ス

附 則

本 令 ハ 公 布 ノ 日 ヨ リ 之 ヲ 施 行 ス

(五) 實業學校令中改正ノ件 (勅令)

實 業 學 校 令 中 左 ノ 通 改 正 ス

第 二 條 第 一 項 中 「 及 實 業 補 習 學 校 」 ヲ 削 除 ス

第 四 條 第 一 項 ヲ 左 ノ 如 ク 改 ム

市 町 村 北 海 道 ノ 一 級 町 村 二 級 町 村 市 町 村 學 校 組 合 及 町 村 學 校 組 合 ハ 土 地 ノ 情 況 ニ 依 リ 須 要 ニ シ テ 其 ノ 區 域 內 小 學 教 育 ノ 施 設 上 妨 ナ キ 場 合 ニ 限 リ 實 業 學 校 ヲ 設 置 ス ル コ ト ヲ 得

第 七 條 第 一 項 但 書 ヲ 削 除 ス

第二章 青年學校法令

七一

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

實業學校令抄錄

第二條第一項

實業學校ノ種類ハ工業學校農業學校商業學校商船學校水産學校共ノ他實業教育ヲ爲ス學校及
實業補習學校トス

第四條第一項

郡市町村北海道沖繩縣ノ區、北海道ノ一級町村、二級町村市町村學校組合及町村學校組合ハ實業
學校ヲ設置スルコトヲ得但シ實業補習學校以外ノ實業學校ニ付テハ土地ノ情況ニ依リ須要ニ
シテ其ノ區域内小學教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限ル

第七條第一項

公立又ハ私立ノ實業學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ實業補習學校ニ在リテ
ハ道府縣立ニ係ルモノヲ除クノ外地方長官ノ認可ヲ受クベシ

〔六〕實業學校設置廢止規則中改正ノ件 (省令)

第五條ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔七〕公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中改正ノ件 (省令)

第二條乃至第三條ヲ削ル

第四條第一項中、乃至第二條ノ二ヲ削ル

第四條ノ二ヲ削ル

第五條第一項中、及實業補習學校ヲ削リ同條第三項ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔八〕公立學校職員制中改正ノ件 (勅令)

第二條第一項中、實業學校、ノ下ニ、青年學校ヲ加フ

第四條第一項但書中、女子實業學校及實業補習學校ヲ、及女子實業學校ニ改メ同條第二項中、盲學校

ノ上ニ、青年學校ヲ加フ

第六條第一項中、實業學校ノ下ニ、青年學校ヲ加フ

第七條第一項中、實業學校ノ下ニ、青年學校ヲ加ヘ同條第二項中、實業補習學校ヲ除クヲ削ル

第八條第一項及第十一條中、實業學校ノ下ニ、青年學校ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立實業補習學校ノ學校長、教諭、助教諭、書記又ハ舍監ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ
發セラレザルトキハ各公立青年學校ノ學校長、教諭、助教諭、書記又ハ舍監ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼ

ラレタルモノトス
本令施行ノ際現ニ公立實業補習學校ノ學校長、教諭、助教諭、書記又ハ舍監ニシテ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發セザルトキハ休職ノ儘各公立青年學校ノ學校長、教諭、助教諭、書記又ハ舍監ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

(九) 公立學校職員待遇官等等級令中改正ノ件 (勅令)

第二條中「實業學校」ノ下ニ「青年學校」ヲ加ヘ同條但書中「實業補習學校」ヲ「青年學校」ニ改ム
別表第一表中「實業學校」ノ次ニ「青年學校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(十) 公立學校職員俸給令中改正ノ件 (勅令)

第一條中「實業學校」ノ下ニ「青年學校」ヲ加フ
第三條中「實業學校、實業專門學校」ヲ除クノ下ニ「青年學校」ヲ加フ
第四號表中「實業補習學校」ヲ「青年學校」ニ改メ「實業學校、實業專門學校」ヲ除クノ次ニ「青年學校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(十一) 公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正ノ件 (法律)

第一條中「實業學校」ノ下ニ「青年學校」ヲ加ヘ「實業補習學校、教員養成所」ヲ「青年學校、教員養成所」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(十二) 公立學校職員年功加俸令中改正ノ件 (勅令)

第一條第一項中「實業學校」ノ下ニ「青年學校」ヲ加ヘ「實業補習學校、教員養成所」ヲ「青年學校、教員養成所」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ實業補習學校又ハ實業補習學校教員養成所ノ職員ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ青年學校又ハ青年學校教員養成所ノ職員タリシモノト看做ス

(十三) 公立學校職員分限令中改正ノ件 (勅令)

第一條中「實業學校」ノ下ニ「青年學校」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(十四) 學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫令中改正ノ件 (勅令)

「學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫令」ヲ「學校醫及幼稚園醫令」ニ改ム
第七條第一項中「各青年訓練所ニ青年訓練所醫」ヲ「同條第二項中「及青年訓練所醫」ヲ削ル
附則第二項中「學校醫、幼稚園醫及青年訓練所醫」ヲ「學校醫及幼稚園醫」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(十五) 學校醫職務規程中改正ノ件 (省令)

第十二條中及青年訓練所醫ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(十六) 學校職員表彰規程中改正ノ件 (省令)

第一條中及青年訓練所ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三章 青年教育と他教育との關係

第一節 郷土教育の系統

從來の教育學に關する著述又は教育實際問題に關する文獻の中には往々にして教育の中で學校教育を偏重して他の社會教育、家庭教育は學校教育の補助に過ぎざる程度に解釋をなし又然らざるまでも、學校教育が發達すれば他教育は漸次に其の領域を狭められ、必要性を減する如く述べられてゐる。

學校がたとへ滿能の教育を施し得たとしても、兒童生徒の學校生活は僅かに一日中の四分の一位の時間を以て極限とする、爾餘の四分の三は社會生活及家庭生活を以て占められてゐる、ために學校教育の效果は社會教育、家庭教育の發達如何によつて左右せられることが甚大である、此の社會生活、家庭生活の間に於て兒童生徒を自然に放任して置く場合と雖も善惡種々の感化と影響を受ける。故に之を教育的見地よりして整理して、惡しき事は之を除き、善き事は之を長養

してより善き家庭より善き社會へと開發する、その開發には男女青年を參與し貢獻せしめる。そして兒童生徒の年齢、心身の發達狀況、個人々々の天性、現在の境遇、環境を充分に考慮しつゝ、周到なる輔導をなし最善の生活、最善の發育を遂げしめることに努めたならば學校教育は從來の如く其の効果を減殺せらるゝことがないのみか、一層徹底した教育が行はれ又學校教育が國家生活、社會生活、家庭生活に隔たりて實生活に縁遠き教育などといふ非難を受けること無くして實績大いに舉がつた事であらう。

それで學校教育と、社會教育と、家庭教育とが相提携して一本となり行はるゝ處に眞に現代文化價値を體得せしめ得る生きたる教育が行はれるものと深く信ずるのである。

此の意味に於て郷土社會に於ける教育は家庭教育、學校教育、社會教育が渾然一體となり一本となつて行はるものである。

大にしては地方又は國家の立場より觀ても同様である、故に著者は今後教育なる概念は單に學校のみでなく、社會教育、家庭教育が一本となつて外界の感化影響

に依つて、立派な人格にまで築き上げて行くこと、換言すれば人間たるの價値を高める仕事であると解釋して以下青年教育と學校教育、社會教育、家庭教育の關係を論述せんとする次第である。

更に社會教育と學校教育の關係に就て余の積極的觀察を例をあげ述べよう。

現今日本精神宣揚の機運は實に著しいことである、この機運は文部行政上に議院に、新聞に、書籍に社會教育的に高調せられて愈々國民に反省を促して高まり來つたものである。而して此の機運は上大學より下小學校に至るまで教育者、學者に大反省を來させずんば止まない實狀である。

此の事象は社會教育を廣義に解釋すれば學校教育をも對象とするものなることを如實に示せるものである。

現今文部省社會教育局、府縣社會教育課あり町村に社會教育主事設置さるゝ風潮作興し、社會教育は學校教育の經營に對し強く作用を及ぼし學校を指導し又之と提携する必要の益々深刻を加へるものがある。是れ社會教育の振興は社會精神を醇化し長養し隨つて之が學校教育者並に兒童、生徒、學生に影響する處絶大な

るものがあるからである。

社會教育は學校教育の發達に依つて領域を狭少ならしむるものでなく將來大いに發達し其教育的領域と教育的威力は益々増大することであると思ふのである。

第二節 青年教育と社會教育

凡そ教育は未成熟な人を教へ導いて立派な人にまで完成せしむることである。青年學校は國民教育を受けたる青少年を一人前の國民にまで仕上げる教育である。この意味に於て青年學校では修身及公民科・教練其の他の普通學科が重要な教科目たるは云ふまでもないことである。

然るに現代及將來の社會に於ては個人々々は皆何等かの職業を有し、それを通じて社會に貢獻し、社會の完成に盡さねばならぬ。

換言すれば勤勞は社會の成分たる個人の社會的責任である。社會人たるの生命である。

故に實業、家事、裁縫及訓練科目等を加へて之に應ずる文化價値を體得せしめんとしたのである。

さて之等の教授及訓練をして有効適切ならしめんには上來屢々述べたる如くに、教室内の教育に閉ぢ籠ることなく、廣く社會を道場として各種の機關や事物を利用して教授し訓練しなくてはならない。

こゝに於て青年學校の教育を充實發展せしめんには先づ社會教育が進展しなくてはならぬ。

即ち模範町村、圖書館、博物館、美術館、名勝及天然記念物、講習會、講演會、傳習會、教育映畫、娛樂、社會體育、職業指導等の普及、各種教化團體の活動、發明發見の輔導等がよく整ひ又社會其のものからよくなつて來るを要する。

此處に於て更に突き進んで青年教育と社會教育の關係を明かにしなくてはならぬ。社會教育は青年教育に對して如何なる關係を有するやを明にせんには、先づ社會教育の特質を明にする必要がある。

抑々人間は個人々々が離れ／＼に孤立して生存することは出來ず、相互に助け

合つて生存を完うし得るのである。かくの如く人類は相互に手を携さへ所謂連帶責任を帯び社會生活を營んでゐる。故に人のある處必ず社會がある。然してその社會には必ず慣習あり禮儀あり共同がある。然して其處に生れ出る子供又其の處に新に入り來る人々は不知不識の間に其の社會の成員として同化されて居る。この現象は實に廣い意味の社會教育である。

かゝる社會教育の中にも知識、道德の附與、社會的訓練等を包含するものである。この事實は極めて幼稚なる原始社會にも又未開人の社會にも行はるゝ現象であるが、進歩せる我々の社會に於ては一層複雑に深刻に行はれてゐるのである。

かくの如くに社會教育は原始社會の頃より存在する社會現象であり、然して現今の社會に於ては力強く深刻に行はれてゐる處であつて我等が今日の教育的缺陷を矯める上に重視すべき社會的現象である。

青年學校經營にはこの社會教育の中より大きな示唆を求めなければならぬ、換言すれば青年學校の經營は社會教育的色彩を帶ばしめなくてはならぬ。

然らば如何なる方針と方法とを以つて青年學校の經營に社會教育的色彩を取

り入れるか、其れには先づ郷土社會の社會教育を振興し社會を精神的にも物質的にも發展充實せしめ、以つて良き郷土を作り上げる事に努力し、しかも其の社會教育運動には正しき強き社會教育網の活動を爲さしめ、其の中心力先驅には男女青年を立てなくてはならぬ。

然して社會教育の中心たり先驅者たる青年は献身犠牲の態度と熱烈火の如き精神とを以つて社會教育の徹底に力を注ぎ社會教育網の全體を振ひ立たしめ進んで郷土を總動員して、これを徹底せしめなければならぬ。

斯くして彼等自身の社會奉仕的熱情に基き郷土民衆を自覺せしめ郷土の美化、善化、強化を遂げしめ、この間に於て社會奉仕的精神、愛郷心を鼓舞し發揮せしむることはやがて犠牲的精神、愛國心を長養する所以である。

農村郷土に於ける社會教育運動は郷土の精神的教化に止まらず經濟生活、政治生活等の向上に迄徹底せしめなければならぬ。

青年期には人と共に働き、共に學び、共に生活する事を好む社會意識と、又自ら優越の地位に居り他を支配し功名を得んとする優越感、名譽心が急速に發達する、か

る時期を適當に指導し、正しく陶冶する時は健實なる理想を把持し、實際の生活に立脚して研究し、思索、奮闘、努力して、一家一郷の隆昌に貢献し、引いては國家社會の進運に貢献するに至る。

全國の都市や農村が其の有する男女青年に對し前述の如き指導を徹底し、郷土の産業文化の開発に精進せしめるならばかならず郷土の雰圍氣には清新なる創造的氣分が磅礴し、農村振興の實績効果をあげ得るのである。斯くして一は以つて青年の精神教育、産業教育を徹底し、他は以つて郷土社會の改善振興をとげ得るのである。

此の意味に於て、青年教育の振興はやがて社會教育の振興發展であり、隨つて青年教育の徹底せる地方は社會教育も亦之に伴つて振興しつゝある。

更に後進の青年は其の善化され強化されたる郷土の社會に浸りてかゝる改善進歩したる社會生活中より修養的營養を取り、より良き社會的感化を受けて其の人格を高め青年教育の効果を大ならしむる事が出来るのである。

第三節 青年教育と學校教育

青年學校の教育は學校教育に包含されるべきものであるか否か、從來之に對して兩論がある、一つは青年學校は純然たる學校教育として行ふべきであるといふものにして、他は青年學校教育は社會教育の分野であるといふものである。

然るに本質的に検討すれば此の兩論ともに一方に偏するものであると思ふ。何となれば青年學校の教育は學校教育、社會教育、家庭教育の長所特質を綜合して獨自一個の教育を建設したるものであるからである。以下之に對する説明をなさん。

青年學校には、教師あつて組織的計畫的に教育を施してゐる、敷地も校舎も又其の他の諸設備をも整へるを以て恰も一般學校と異らない様に見へる。

然しながら之等に依つて教育するのは青年學校教育といふ全體から見れば一小部分であつてより大なる分野が他に存するのである。

第一に青年學校は郷土の全野を教場とし、又社會生活、職業生活より生きたる教

授をなし更に其の機會に於て陶冶鍛鍊するのである。

然かも之に要する時間は教室内の教育より遙かに多く、又學科教授も訓練も此の間に於て施すことがより遙かに多い。

殊に農村にあつては、青年學校の職業教育の大部分は教室外に於て行ふのである、また都市に於ても街頭や店頭や工場に於て實習し體驗せしむる場合が甚だ多いのである。

青年學校の普通學科の中でも地理、歴史、理科の教授時間は僅かに一ヶ年に十時間位である。

考へ方に依つてはかゝる少い時間にては何等纏まりたる教授も出來ぬ様にも思はれる。

然し一度眼界を教室外に展開すれば、農産物の繭にしても工業製品の織物にしても其の販路、再生産に關する事項の學習は内國地理の問題であり又は世界地理の問題である。

また一度青年を率いて修學旅行に移動教授に乃至は登山神社參拜の際等に其

の他日常社會の出來事に注意を拂つてゐるならば、教科書に依らざる生きたる歴史教材は溢るゝばかりである。

理科に就て考へても内地山野に自生する草木の數にても三四千種はある、有用樹木、有用草本、農家の栽培して生産するものなど幾百に達するであらう。

せめて雜草の名、生態、除草の要點位は知らさねばならぬ、それには野外の採收や實習の際の説明が最有效である。

礦物學も地質學も生きたる材料が郷土の山野河海に溢るゝ計りあつて、實際生活、職業生活の機會に於て教授すれば直ちに有用なる知識となつて把握せしめ得るのである。

家庭衛生に、動植物用藥品に、日常生活上に於て實際的な科學教授の機會とその材料とは甚だ多い。

農具に工場の機械に、各種の作業に物理學の實際的教授は容易に出來るのである。つまり小學校に於て、得たる普通學科の知識を基礎として自學し研究し工夫せ

青年は眞の生活の大部分を家庭の人と共に働き、共に楽しみ、共に苦しむつゝ、其の日々を送つてゐる。

此の生活の中には、そも如何なる教育力があるであらうか、そして青年は如何にして教化され行くであらうか。

吾々は兩親の慈愛の下に育ち行く青少年が圓滿な發達を示してゐることと、片親又は兩親なきものが青春激湍たるべき時代に萎縮沈衰してゐることを比較する時、家庭の血縁的教育性に今更ながら驚くのである。

殊に祖父母のみによりて育てられた者や孤兒などが一種の卑屈と云はんか、世を拗ねたといはんか、暖かなる情味に乏しきに反し、祖父母、父母、兄弟、姉妹等縦横の系列の中に育まれたる青少年が、穩かに、情味豊かに又秩序立たる生活の出來得ることを思ひ合せ比較對照する時、家族組織が如何に強き教育性を保有してゐるか、を痛感するのである。

次に青年期は經濟生活に目覺める時代である、隨つて此の期に於て老農とも稱すべき父兄に導き育てられたる者は自ら經濟生活に關する基礎教養が出來てゐる

るのである。

家庭には親族との交際あり、近隣との交はり他家との商取引等がある、又國家や自治團體、各種組合團體に對する義務がある、之等のことを家族の間に伍して果して行く處に學校などの到底企て及ばない社交性の訓練、立憲自治の訓練が行はれ行くのである。

更に家には實社會の社會精神たる家風即家庭精神がある、この祖先より傳承し來れる力強き家庭精神は青年の性格教養上に力強き影響を及ぼしてゐる。

家は國家の細胞にして、忠孝の思想、敬神崇祖の思想は幼時第一步を此の處に授けられる。

故に青年學校の教育に於ては、校長教員はよく家庭と密接なる聯絡を取り、老人、幼兒に親しみ各々を擧げて親しみ且信賴されるを要する。

かくて家庭の改善、子女の教養に至るまで父兄母姉の話相手であり又指導者である様に一體となるを要する。

かゝる場合に於て茲に掲げたる家庭生活の教育性は教師の指導に依りて漸時

光と力とを添へるに至り、益々青年教育の効果を擧げるに至るのである。尙不遇なる家庭に育つ青年に對しては、校長教員は自ら父となり母となるの氣持を以つて心からなる温情溢るゝ愛導を爲すを要する。

例へば貧困にして出席困難なる者には、専任教師は村巡廻の際立寄りて野外又は椽側にて教授し、質疑に答へ、又母なき家庭の子女に對しては、女子専任教師は母に代つて心からなる優にやさしき愛撫指導を爲すが如きである。熊本縣等ではかゝる態度の専任教師が出て、青年教育根強く興り來り、今ではそれが縣下一般の風となり、青年教育者に磅礴してゐる。

教師の熱烈なる愛に基く青年の環境調査之に應ずる努力の充分ならざるべからざることは、以上述べたる處によつて自ら明かであらう。

遅刻したる青年を叱責し、後に遅刻の原因が本人の申譯けを聞いて始めて、病臥せる家族の藥取りの爲め遅刻せし事や、出缺常ならざるを責め而して後當人の陳謝にて家族殆ど風邪に臥して唯一人田圃に種播せざるべからざるも、一寸暇を得て尙出來る限り出席し居りたること、判明して冷寒肌を潤ほすが如きは初心の教

育者にあらずとも、往々にして體驗する處であらう、かゝることを早くも知つて居て、寧ろ慰はり指導するのが眞の青年教育者である。つまり教師が各青年の家族と同じ氣持になつてゐるを要するのである。

家庭は出來る限り巡廻訪問し、家の動靜、青年の生活振りを知悉し、又父兄母姉の教育上に於ける要求をよく聽き、當方の希望を述べる等相互聯絡を密にするは極めて肝要なことである。

最後に家庭教育の効果を擧げるには、能く家庭を改善しなくてはならぬ。而して之が爲には、父兄母子等の自覺が根本であるが、其の上男女青年をして祭祀、家庭の整理整頓、宅地利用、貯蓄勵行等を爲さしめて、家の興隆を圖らしむることは、實に青年教育上の効果は云ふまでもなく、兒童教育上にも多大の効果がある。それは延いて學校教育への貢獻である。

青年教育の徹底は實に郷土社會教育の振興、家庭教育の充實を來し延て小學校教育の實績を擧げることゝなるのである。

第四章 農村社會と青年

第一節 農村社會理想と青年

自然界の要素と人事界の要素とが千態萬様の變化ある中に自ら調和をなし統一せられて、それらの農村郷土を形造り独自の田園美を發揚してゐる有様は、まことに渾一的な一大藝術とも謂ふべきものであると思はれる。此の藝術境を創造建設するは現代青年の使命である。

さて今日の農村社會を衰頹困憊の悲境より救ひ出してそれらの独自の藝術境を創造し、之を益々充實し興隆せしめて眞に國家の根本を培養せんには個々の農村郷土をして夫々独自の理想標的を定めしめ、男女青年をして村民の先驅たらしめて、擧村一致を以て之が實現に邁進せしめなくてはならぬ。

かゝる運動を興さんには先づ創造建設の遂げられたる農村郷土は如何なる情態を呈すべきか、換言すればその農村郷土には如何なる社會精神が潜在し、又如何

に之が表現せらるべきか、左に其の社會相を要述せん。

個々の農村は、法律的事務にのみ終始したりしは過古の夢となり、聯合し強化されたる農村の聯合自治體には經濟自治が確立される、即産業組合がよく發達する。かくして經濟生活の矛盾と紛争は全く解決せられ、かくしても尙發現する社會の病的現象は社會事業にて匡救し、國民竈の問題、思想問題は解決して村人團欒は恰も一家の如くである。

田園独自の教育が行はれて村人の中に農民道作興し、祖先より傳はる生粹なる日本精神と融合渾一し日本田園文化の生命力となる。

かゝる郷土には海外異郷の地に飛躍して理想郷を建設せんとする雄大なる精魂氣魄を具備する青年が續出する。

農村郷土の鎮守神は村民の精神的中樞にして、寺院を中心とする宗教的教化、教育を中心とする村民資質の向上は娛樂や趣味や人情風俗、慣習、歴史其の他萬般の文化的事項と調和し融合し、独自の綜合的藝術として發達する。

靜安の中に素朴と剛健とを保有する郷土の社會に調和せる筋骨隆々たる男子

青年、健康なる體質に日本婦人としての優に柔しき教養ある女子青年は國民保健の源泉にして又質實剛健、清楚貞淑の國民精神の傳承者である。

此の處に都市文明の缺陷は補はれ、社會の惡弊は淨化せられて行く、民衆は郷土の善人として安心立命の生涯を理想とする。

されどかゝる環境には時に一代に傑出する學者、實業家、政治家、軍人等の人材を出し人を導き世を救ひ、國を興すのである。

以上は農村文化の理想を具體的に表示し農村青年の向ふべき途を暗示したのに過ぎない、希くは此の言外に含蓄する趣旨を諒得され、箇々の農村郷土に独自の青年指導の標的と其の方案を創作されたい。

第二節 現下の國情と農村社會の地位

現今我國は内外共に容易ならざる難關に直面して居る、先づ内に於ては政治上に、財政經濟上、又思想上に其の他各方面に行詰りを生じ而して、外に於ては大陸問題、通商貿易問題、國防問題等益々緊迫を加へ、何れも寸刻を争ひ之が解決を迫つて

止まざる状態にある。

この難局を打解して新日本の建設をなさんには、先づ國家の各方面に新しき力が湧き出て來なくてはならないのである。例へば冬枯の樹木が和やかなる春の陽を浴びてムク／＼と芽を出し枝を伸ばし、葉を開き花を咲かすその如く、國家各方面に精神的に物質的に新しき力、新しき生命力が動いて來なくしてはならぬ筈である。

この樹木の新しき生命力は根や幹の部分に貯へられ春の陽を浴び湧然として動き出すのである。然らば國家の生命力は何處に貯積し、如何にして萌え出づるものであるか。

熟々考へるに人口の増殖、國民健康の源は農村であり、日本精神並國民元氣を醸し、蓄積し、國防の中軸をなすは農村であり、國民の食糧品及商工業に原料を供給し、財政經濟の基礎を養ふは此れ皆農村である。

農村は國家の根幹にして諸々の力の源泉である、故に農村の振興發展を圖ることとは總ゆる國策の根本として又非常時を突破し、新日本を再建するの要諦なりと

斷言して憚らないのである。

而してこの農村の干城が青年であり農村の再建が農村青年に依つて遂げらるべきことを想ふの時、今後の農村青年の責任や重且つ大なりと云はねばならない。以上の理由よりして著者は國家の大局より見たる農村問題の對策に付記述せんとするものである。

「尙こゝに前以て念の爲め申して置かなければならない事は、この文中にある都會とは六大都市の如きもので、地方の市などは農村地帯の中心地であるから著者は之を農村の一部と見做して以下記述することゝする」

第三節 農村貨幣の涸渇と對策

近時農村の疲弊年と共に甚だしく其の度を加へ、農家の負債積んで六十億圓に達し、全國五百六十萬農家の經濟殆ど行詰れる處に、暴風洪水、旱魃、地震、海瀟等自然の迫害頻々として襲ひ來り、今や全國農村は全く瀕死の窮境に陥りたるの狀態にある。

農村振興の鐵策を樹立することは正に爛頭焦眉の國家問題である。

抑も農村振興の鐵策を樹立せんには、先づ以て農村が今日の衰頹を來すに至りたる原因に就きて、正確なる認識を持たなくてはならぬ。農村が何故に今日の如く疲弊困憊其の極に陥りたるかの根本原因を考察するに、經濟上、政治上、教育上、其他各方面に重大なる病の因を發見するのである。

經濟上の原因をして第一に擧ぐべきは、農村の貨幣が大阪、名古屋の如き大都會に向つて集中し、農村は常に金融涸渇してゐることである。

農村と都會の經濟的關係に就きて極めて手近かに實例を探るならば、農村を森林なき山岳地帯とせば、大都會は恰も海に相當する。森林なき山岳地帯に豪雨沛然として降るも、水は直に流れ去りて海に注ぎ、而して其あとは忽ちにして旱魃となるのである。

農村に巨額の米繭等の賣上金が入つて來るとも、此れは暫くにして農民の懐から飛び出して、殆ど大都會に向つて流れ集り所謂貨幣の旱魃となり、大都會は忽ちにして貨幣の海となる。

さて貨幣が都會に集中するには大體四つの道筋がある。

第一は生産物の販賣並に物品の購入即ち交換關係に於ける貨幣の流れである。

第二は農村の貨幣が各種の貯金として都會に集中し、又は都會より高利の借金をなすこと、即ち金融關係に於ける貨幣の流れである。

第三は租税公債等に依る都市集中であつて、これは財政關係に於ける貨幣の流れである。

第四は教育、娛樂、宗教等に關係する都市集中にして、これは文化關係に於ける貨幣の流れと謂ふべきものである。

今よりこの各項目の中に於て主要なるものを検討し平易簡單に其の批判を試みんとするものである。

全國より純粹の農村百二十村を選びその中の最も堅實なる標準自作農に就て精密に調査研究したる處に據れば、好景氣時代に於てさへ一ケ年の間に約八十圓の缺損となり小作農に於ては約四十圓の缺損となつて居る。

農村の借金六十億圓を超えるに至りたるは當然の歸趨と言はなくてはならぬ。

全國農家の中に於て最も堅實なる生活をなしつゝある標準自作農に於てさへ年々斯くも缺損を生じつゝあるからには農村經濟の上に重大なる病原が伏在しなくてはならぬ筈である。

此處に一個のコツプがある、この製造元は、原料代、職工の賃銀、資本の利子其の他の諸費を合せた金額、即ち生産費を基準として相當の利益ある様に價格を決めてそれを商人に賣渡し、商人は又これに諸費用と利益を加へた値段を付し、所謂正札付として販賣する、これは肥料や農具及種物などの農業材料や反物、食料品の如き日常生活品に至る迄同じである。

然るに農業者は如何であるか、主要産物の米に就て見るに米の値段は、稻の花時に於て西太平洋、楊子江沖合より起る大低氣壓暴風の中心が朝鮮海峽を北に通るか、九州や北海道又は東海道に向ふかに依つて相場が決定する、殊に甚だしき例は未だ穂の出ない三番草、四番草頃に發表せられる、米作豫想期に於てさへ價格の高

下がある、これ等の値段は米取引所に於て決定せられるのであつて、生産者たる農家は全然これに關係することが出来ないのである。

又繭に至つては米國その他列國の生絲に對する需用の多少、一般景氣の如何に依つて左右せらるゝことは勿論である、然し養蠶家の手を放れてより外國に輸出される間に於て幾多の弊害が存在し、その爲農家の要求する價格よりもずつと低廉なる代價に依つて手ばなさねばならぬ狀況に置かれるのが普通である。

又鶏卵、野菜類にしても大抵の場合農家は生産費を基準とする値段に賣ることが出来ないで、何時も買手の付けたる値段市場の値段に左右せられて居る現状である。

要するに肥料、其の他の材料を買手の附ける値段に買はされ、然も其を資本として生産したるものは買手に依つて値段が決められ、極めて安値に、甚だしきに至つては生産費以下に賣らなくてはならぬ。

このコップの場合と比較すれば農業經濟が如何に不利不合理に置かれて居るかを知るに難くないのである。故に農業は必ず損をする様になつてゐると謂は

なくてはならぬ。

此處に斷言する、農家は其の産業及生計に必要な物品購入並に生産品の販賣組織に對して根本的改革を加へずんば永久に不利不合理の經濟状態より免かるゝ能はず、肉を剝がれ骨を削られて尙且つ止まず、ドン底の窮地に陥るものなりと斷言して憚らないのである。

今日多くの農村に信用組合の設置ありと雖も農民の貯金は全國郵便貯金の總額約三十一億圓の三分の一、十億圓を占め、又銀行貯金に於ても約四億圓に及び合計約十四億圓に達し、農民自身の組合たる信用組合貯金昭和七年度末現在高三億二千萬圓の約四倍になつてゐる。

其他公債、勸業債券等の如きは農村資金を中央に集める便法とされてゐるのである、如斯して農村の貨幣の大部分は都會に集中し、農村金融涸渴の原因をなしてゐるのである。此處に於てか著者は農村の零細なる資金蓄積の爲めに農村内に安全確實なる施設を有するにあらずんば農村の資金は涸渴して農業經濟の根底を崩壊するに至るものと斷言して憚らないのである。

今日の農民は現代の文化を吸収し明日の國家發展に貢獻せんが爲に、學校に學び、書籍に親しみ人格の修養に努め或は又娛樂慰安を求めて芝居、活動寫眞を見又蓄音器ラジオ等に親しみ更にまた農民の子弟に對してもこれ等の文化の恩恵に浴せしめつゝあるのである。これ等の施設は概ね都會にあり殊に高等以上の學校は殆ど大都會にある。従つて農村子弟の學問に要する費用、農民の修養に費す經費はおのづから大都會に集中するのである。

第四節 農村と都市の租税不均衡と對策

次に租税に就て少しく検討しよう。農村と都市との租税の割合を帝國農會が一昨年に調査した處に依りて比較するに一ヶ年の所得三〇〇圓のものは物品爭賣業者が四六圓一〇錢を負擔し製造業即工業者が四一圓五六錢を負擔してゐるのに、農業者は驚くなかれ一〇五圓四七錢の負擔にして二倍半となつて居るのである、五〇〇圓程度の所得階級では物品販賣業七五圓〇二錢、製造業八六圓七三錢で之に對して自作農業者一八九圓、地主二四〇圓九錢となつてゐるのである。

元來租税は憲法上規程せられたる國民の重大義務である、國家は之に依つて國民個人々々の生命財産を保護し又文化の向上を圖つてゐるのである、故に都市たると農村たるとを問はず極めて公平均等の率を以て課せらるべきものである、然るに獨り農民に對して斯かる過重の課税あるの事實は洵に聖代の痛恨事と謂はねばならぬ。

國民の租税負擔が都市と農村に不均衡なること以上の如くであるが、然らば何故に斯かる不均衡不公平を來せるか、これより其の依つて來れる根本原因を明かにせんとするのである。

地租に於て之を觀るに地租は最近の改正に據つて収益税となり、其の課税標準並に税率が十ヶ年据置となりたる爲、農家收入減少するも税金は之に應じて減少することがない。然るに都會人の負擔する營業収益税は御承知の様に毎年〳〵決定されてゐる、従つて最近の如く商工業者の収益が減ればその税金も其れに隨つて減少する、然るに地租に於ては之に反してたとへ収益が減少しても十ヶ年間税金が決定して動かない、かゝる關係よりして現在の如く農産物價格下落したる

時には農民の負擔する地租は比較的税金が高くなる譯である。

農林省調査に據れば大正十三年の農家の収入を一〇〇とすれば昭和七年は約五十七となつて半減した、斯く農家収入が減少するも地租は十ヶ年据置きであるのである、更に注目すべきことは營業收益税は四百圓迄免税せられてゐるのに拘らず地租に於ては賃貸價格二百圓以下の場合に免税せられる、この處にも不公平不均衡を認めるのである。

然し地租附加税の税率に付て考へるに地租附加税率は府縣によつて一定の制限内で自由に引下げ得るものである、又村税の約二割をしむる戸數割も自由に引下げうるから名目上からは農村租税は固定的ならずとも謂ひ得るけれども、自治體財政の支出は財界變動や農産物價格の下落に應じ簡單に減額されないから實質的には固定的ならざるを得ない、殊に農村の租税負擔は國税一割六分三厘、地方税は八割三分七厘となつてゐる、然も地方財政は固定的であるから農家の負擔軽減を圖る餘地が殆ど無いのである、然らば如何なる方法により善所すべきか、之れに就ては後に一括して述べることにする。

此の外多くの不合理、不公平があるが之れは紙面の都合もある、ので此處には暫く措くことゝする、更に考へねばならぬのは今日の農村人口が都市に集中することとは非常なもので東京、大阪、名古屋等は年々何千人何萬人と云ふ増加である、これには都會の發展と共に農村の子供や男女青年が會社、工場、商店に雇はれて行くとか、一家一同擧つて轉住するのである。然るに之等の者は殆ど皆郷里の農村の費用で義務教育を受けてゐる、又地方費で中等教育を受けてゐるものが多い、小學校兒童數一千二百萬人及中等學校生徒約七百萬、計一千九百萬人の教育費四億二千八百萬圓を負擔してゐる。そしてその教育した青少年を都會に送つてゐる。

窮境のどん底にある農村財政の中でそれ迄心身共に育て上げたものである、之は正に國家の公平なる眼よりすれば負擔の上に相當考慮すべきである。

然らば農村租税負擔軽減方法は如何にすべきや。勿論これが爲には租税制度に幾多の改善を加へるべきであるのだが、焦眉の對策としては、義務教育全額國庫負擔とし又年々中央に集中する税金をば地方に對して地方財政調整交付金なる名目の下に再分配して地方財政を匡救し以て租税負擔を軽減するの、内務省案は

實際問題として價值あるものと信するのである。

第五節 肥料問題と對策

農業經營に於ける肥料の地位は恰も吾人の生活に於ける米、鹽のそれの如く大切である。昭和四年の調査に依れば、農家一戸の肥料費は農業經營費用の一千百四十一圓の中にて三百六圓で約三分の一を占め、農林省の昭和六年の調査では米一石直接生産費十二圓三十五錢の中にて肥料代の占める地位は三圓六十錢で約三分の一を占めてゐる。又同年の調査にては桑葉一貫匁生産費十二錢一厘四毛で其の中肥料代は三錢六厘七毛にして又約三分の一を占めてゐる。

經營費の中に肥料代が最高位を占めてゐる事は我農業の世界農業に於ける特筆すべき事實である。

故に以て農家は成可く自給肥料生産に努め尙不足する部分に就ては値段安くして効果の大なる肥料を購入しなくてはならぬ。

而して農家をして斯かる肥料を購入せしめんには肥料政策の確立が肝要なる

問題である。

肥料政策としては成可く農家をして販賣肥料を使はしめず自家に於て生産せしむることである。所謂自給肥料の獎勵が第一であるのである。而して尙不足するを以て、こゝに販賣肥料を低廉に供給する對策を樹てなくてはならぬ。我國農業の特徴の一つは窒素肥料を多量に用ふることであつて、實に一町歩に對する窒素施用量は英米の九倍、佛國の五倍、丁抹の四倍である。

自給肥料獎勵に就て政府は從來綠肥作物、採種糖子配布に國費五六萬圓を支出してゐるが尙一層これを増額し又現在綠肥作物は濕地にも栽培して居らないが、之亦新に方法が発見されたのだから此の方面の指導獎勵を爲すことが肝要なことである。

肥料問題解決策としては色々對策が主張されてゐる。

一は肥料を國營即ち官營とすることにて全國の肥料工場を國家が買收して官營として過磷酸肥料配合肥料を供給せんとするものであるが、過磷酸肥料工場に四千五百萬圓あるも原料藥品たる硫酸工場に二億圓其他肥料會社の中で大日

肥の如く工業藥品工場を同一敷地内に有し其の方法に約三千萬圓ある故に副業を爲さざるべからざるに至る等經營の點で中々困難である。

二は販賣統制と稱し、販賣のみを行ふ全國唯一の販賣會社を作り各會社で製造したものをこゝで一手に販賣せんとするものであるのだが、之れは地方的に値差を生ずる事が問題となり今は行はれてゐないのである。

三は肥料統制々度であるが之は三年前より行はれてゐるも多木肥料會社の如き參加せざるものがあるので到底完成を期すること能はない状態である。

四は肥料の專賣であつて全國十數の肥料會社を政府特定工場となし委託製造せしめ專賣せんとするものであるが、之は比較的容易であるが、現に全販聯はこの形式で配合肥料業を遂行しつゝある。この全購聯の方法は今後重要問題となつて現はれ來るべきものかと思はれる。

要するに肥料問題は農家自身に於て出來得る限り自給肥料を生産しその足らざる部分を購求することゝし國家は大いに此の自給肥料生産を指導獎勵し尙不足する部分は之を適切有效なる肥料供給政策を樹立して補給し、一日も速にこの

肥料問題を解決すべきであると信ずる。

第六節 農村工業の再建策

今日農産物は繭と謂はず木材と謂はずそれに加工するの事業は殆ど之を農家の手より奪つて製絲工場、織物工場、製材工場等々と謂ふが如く皆大小工場の手に掌握せらるゝに至つた。今日農民の収入減少し農村の衰頹を見るも亦當然の歸趨と言はなくてはならぬ、之を以てこの奪れたる家庭副業を農民の手に取り戻して所謂農村工業を復興すべきである。

農村工業は農家収入の増加を見るのみでなく、今日農家の餘れる勞力を利用し老幼婦女にも仕事を與へ随つて年々増加する過剩人口に仕事を與へることが出来るのである。

農村工業は先づ第一に農家の生産物に加工する事を考へねばならぬ、例へば罐詰類各種の細工品及織物類等である、又大河内博士の主張する處に據れば、自動車の部分品製造は都會の工場製品よりも農家に於て副業として製造したものが却

つて優良であり、樂器、顯微鏡の如きも同様である。今後は益々農村工業の範圍を擴め得る見込であるのである。之等の部分品を製造するには農家の土間に小さい機械と電動機を据付けて作業をさせる、斯様な部分品の製作を甲の村は針、乙の村はゼンマイと言ふ如く、村々に割付けてやらせると言ふのである。

今や農村は嘗て大工業に奪はれたりし手工業を共同組合の組織により取り還さんとするの趨勢にある。

私は今より約二十餘年前農工業の調和なる著述に於て將來の農村は工業を併せ行ふに至るべきことを豫言し主張したのを讀みたることがあるが、今や正にその時代が近づきたることに驚くのである。

我國農民は夫々農村郷土に於て農工業を調和的に經營し以て農村經濟の上に一新生面を開かねばならぬ。

第七節 農村土地政策の確立

土地は人類生活の資料を生産する根源にして農民は之を基礎として天地の化

育に翼賛する最も尊き職業である。故に我が國は神代以來農民を以て、おほみたからの中にも重視せられしが、武士階級一度政權を握るに及び農民の地位は降つて衣食住の材料を生産する方便と見做されるに至つた。

かの徳川時代の儒者荻生徂徠は「百姓は鶏の如し、鶏は卵を産む故に愛すべし、百姓は米を作るが故に愛せざるべからず云々」と云つて居る。而して西洋に於ても封建制度下にありては農民は領主に隸屬する納税機關の如くに置かれ、賦役の提供を命せられ結婚の自由、職業の自由迄も束縛されてゐた。然るに我國に於ては明治維新の改革に依り農民の自由を認め、四民平等となし、土地の賣買分割擔保の自由をも認めた。

斯如農民が土地を所有するに至りし事は農村の一大進展であり、農民の地位古に還りたるものなるも、一利一害の相伴ふは萬事共通の原則にして、土地の賣買、擔保の自由を認めたる爲に、幾ばくもなくして土地は多數農民の手より小數地主の手に移り、所謂土地兼併の現象を見て多數小作人と小數地主の對立なる新現象を發生するに至り、最近に於ては、此の爭議の件數は一ヶ年に二千件に垂としてゐる。

自己の土地を耕す者は砂を變じて黄金となすと謂ふ西洋の諺がある、自己の土地を耕す農民は土を愛し土地の改良に努むるも、他人の土地を耕すものは土地に對する愛着に乏しく又土地返還の不要も手傳ひて、肥料を施さずして耕すため地力減退し、黄金を變じて砂礫となすの結果を見るのである。これ國家社會の大局より觀て速かに改善すべき重要農政問題である。

この憂ふべき状態を一掃せんとして前に述べたる土地を國有として農民に與へ耕作せしむべしと主張するものもあるも、こは到底實現困難なると共に、若し假に實現せしめ得たりとするも、大化の革新に倣ふものにして到底永く目的を達するものではない。

故に現今當面の對策としては地主小作人間の情義に基き階調和樂の生活を營ましめる事が肝要であるが、抜本塞源の對策としては國家が小作人に對し土地を所有せしむる機會を與へて、自作農業者たらしめる事に努め以て問題の根絶を期するにあると思ふ。

これを自作農創定策と謂ふのであつて、既に我國でも多年實施する處である、然

るにこゝに一考を要するは、この制度の下に資金の融通を受けて土地を買取りたる者は今や農業の不景氣に遭遇して、その借金償還に苦しんでゐる。

この缺點を生ずるに至りし原因は償還年限の尙短く年々の償還に無理を生じたること、近年農村の不景氣に依るのである。

昭和元年度よりの計畫に依れば二十五ヶ年内に於て大約四億七十萬圓補助金大約一億二百萬圓にして之に依つて創定維持せらるゝ創定面積は約一萬七千町歩にして小作地の全面積約二百八十萬町歩の二十三分の一に當る十一萬七千町歩と豫定されてゐる。

以上の政策は誠に微溫的であつて燒石に水の誹を免がれないのみならず、かへつて之を借入れたる農民は動もすれば返濟の爲に高利の借金を以て立替へるの不合理を現出し、農村振興の政策はかへつて農民を落し入れるの弊害を生むに至つたのである。

然らば健全且有效ならしむるには如何なる方法に改むべきか、これには宜しく融通資金及補助金を徹底的に増額し、償還年限を更に延長して年々の償還金額を

大いに低減する、而してその財源として例へば預金部資金を以て之に充てるがよい。現に郵便貯金の總額約三十一億圓の三分の一は農家の貯金である、況んや農は國の本であつて農民の繁榮なくしては國家社會の興隆發展は望み得ないのである。

國家の財政に於ても國防問題に於ても又人口食糧問題に於ても將又思想問題に於ても凡そ國家安危の岐るゝ重大問題解決は三千萬農民大衆の生活安定、一萬二千町村の盛衰に拘るものなることを思へば、國家は萬難を排して本問題を解決し農業經營の基礎を確立すべきものなりと信ずるものである。

第八節 農村政策の根本問題

以上は農村經濟振興に關する當面の重要方策であるが、然し元來之等は農村財政經濟方面より觀れば主として流通行程方策と稱し末の問題である。根本問題は農村經濟の機構を改革して販賣購買事業及利用、信用事業の徹底を圖り農業經濟を合理化すると共に他面土地を小作農業者にも今日以上容易に獲得せしめ得

るの機會を與へ小作爭議の根絶を圖り、更に他方農業生産の革新を行ひ以て農村經營の根本礎地を堅むるにあるのである。

農村經濟機構の改革に就てはこゝに最も適當と思はれる對策がある。

其の大體は從來法律的事務に終始して村民の經濟生活とは殆ど掛離れてゐる市町村自治體の行政自治を改革して經濟自治なるものを創定し、現在の經濟組合をば一層強化したるものを一萬二千の町村に創設し國民の産業及經濟の充實に當らしめ以て、農民生活と自治體運營とをピッタリ一つにすることゝする。

而して一方町村自治擴充の根本策として地勢交通並人情風俗沿革等の關係を參酌して數ヶ町村を以て一聯合自治體を構成し自治體の基礎を強固にする。本案は現在朝野の人々によつて提唱する多くの對策中最も可能性また最も根本的徹底的名案なりと信ずる。

何んとなれば、町村自治體は國民の單位にして其の司る事務は農民生活に直接するものである。この町村自治體の運營が家々の經營とピッタリとし家々の産業及經濟を發展充實せしめ得ることは火を見るよりも明かであるからである。

また數個町村を以て一聯合自治體を構成すれば比較的に經費を節減し産業教育及交通等をより良く振興發達せしめ得るからである。

第九節 農村教育の改革

諺に制度は死物にして、これが活用は人に有りと言ふことがある、凡そ如何に政治の改革を行ふとも、如何に農村の計畫を樹立するとも之を活用するに人材なく、又農民大衆がよく協同して之に適應する生活を營むにあらずんば百の法令制度皆な無用長物となり終るであらう。

今日農村の劃期的飛躍を計畫するに當りては先づその根本策として農村教育の改革を爲し、時代の要求に合致せる有爲有能の國民を養成しなくてはならないのである。

明治以來の教育は都會も農村も同一に考へ、東京銀座の子供も木曾の山奥にゐる子供も同じ方針で又同じ方法で又同じ教科書で教育せられて來た、全くその環境を無視して來たのである。農村に生れ祖先の後を享けて一生其の農村に住ふ

べき子弟に對しては農業を尊重し農村を愛護する精神を養ひ、また農業を改良して殖産工業を興し農村郷土の振興に貢獻する精神と其の能力とを興へなくてはならぬ。之が爲には宜く農村の學校は小學校と言はず中學校と言はず又女學校と言はず汗を流して土に親しみ農業を學ばしめ眞に農業の尊貴なる所以を覺らしめ勤勞を喜ぶの習性を養成しなくてはならぬ。

凡東西古今の歴史の證明する處、國民土に親しまざれば必ず其の國は亡び、その民族は遂に悲惨なる結果を見なければならぬ、之れに反して一國の教育、土に親しみ郷土を愛するの精神を涵養するに於ては必ずその農業農村は發展し其の國家は興隆しその民族文化は發展して居る。

田園文化國として世界に謳はるゝ丁抹國は過去に於て農業を輕んじ土地瘠せ衰へ農民窮亡に瀕せしも、グラントウキヒ出でて農民教育の改革を叫び土を愛し農業尊重するの教育運動を興して遂に今日の如く農業繁榮し、面積漸く我九州に匹敵するに過ぎざるに其の農産物生産額は獨逸を凌駕するものあるに至り國民は其の培に安じ隨つて文化の進展を遂げつゝあるのである。

吾國農村の振興を圖らんには先づ其の根本策として農村教育を革新し初等教育と言はず中等教育と言はず必ず農業教育を尊重して土に親しみ農業を尊重して眞に農村郷土の開發に努力せんとする眞摯熱烈なる農民魂を養成しなくてはならぬ。

而してこの新しき教育に於ては既に度々述べたる如く、國民教育の完成を目標として、大多數の青少年を教育する青年學校の充實と發達に力を注ぐことが肝要であることは云ふまでもない事である。

以上農村對策の主要なるものを擧げて論述した。要するに農村問題の解決には、部分的の改廢又は微溫的不徹底なる政策は其の目的を達し得ないのみか却つて時々角を矯めて牛を殺すの誨を受くることさへあるのである。

宜しく農村社會の全體に互つて改善すべき部分は改善し、整理すべきは整理し然かも、充分思切つて力を入れ徹底的に行ひ有機的全體としての農村の立派なる姿を築き立てなくてはならないのである。

第五章 都市社會と青年

第一節 都市社會の概念

都市と農村との根本的差異は、都市が非農業的職業群であるに反し、農村は農業的職業群なるにある。かゝる機能的差異を劃然と區別するには、農村は農業が最も重要な職業にして大部分の住民が農業を営むものであり、都市は農業が極めて軽い程度であるか又は殆ど農業を缺いでゐる人口密集せる共同體であるの點に基準を置くべきである。

然るに之を實際に就て觀るに我國地方の小都會たる町の中には其の住民の比較的多數が農業を営むものが多い、又往々にして農業者が半以上を占めるものさへある。

又地方的に概観する時に於て小都邑は農村地帯の文化的、經濟的、中心地である。故にこれ等は府縣といふ大なる立場より見れば農村地帯の中心地と見做し教育

施設に於ては多分に農村的色彩を加味して地方農村の中心地帯に相應しからしむべきであると思ふのである。

随つて教育上都市社會と農村社會との觀念は行政上又は科學上より下したる定義の如く、特定の職業的形態の事實によつて境界線を立てることは合理的ではないと思はれる。

以上の觀念よりして本書に都市社會と稱するは大體市制を布ける都會及商業者比較的多數を占むる小都邑にして、農業者比較的多數を占むる小都邑は之を農村地帯の中心地として農村社會の部に包含せしめる。但しかゝる町と雖も教育經營の立場よりは教育の環境としては農村社會的なると共に都市社會の特質を有することを充分に認識してかゝらねばならぬ。

次に都市社會に於ける青年の特質を考究するに方りては先づ都市社會の特質を知らねばならぬ。

都市社會は立體上より又經濟上より農村社會と大いに趣を異にする處がある。而して都市社會に生れ都市社會に成長せる青年は十數年の間に其の都市郷土の

社會性に同化せられて農村青年と大いに趣きを異にする都市青年型なるものを形成するに至る。

其の肉體に於て其の精神に於て都市に生れたる都市青年と農村青年とは大いに異なる處があるのである。故に青年教育上、都市社會と農村社會の特質を研究し之れが青年の心身に影響する處を知ることが極めて肝要なることである。

依つて本章に於ては都市社會の特質と之が青年に及ぼす影響を論述し以て前章に於ける農村社會のそれと比較對照することゝする。

第二節 都市社會の發生、消長と青年

社會が進歩し發展して行く道程を知的進化と物質的進化とに分觀することが出来る。而して物質的進化の時代は軍事時代より法律時代へ移り更に現在では産業時代に推移して來て居る。彼のコント(Conte)は社會進化の道程をかく見てゐたのであるが人類社會の過古及現在の進化道程の事實はこの説を裏書きしてゐる。

而してこの産業時代は當今に於て愈々都會を中心として其の特色を發揮しつゝあるのである。

即ち都市社會は産業發展の中心にして、隨つて人口の集中、貨幣の集中、物資の集中する處は都市なるを以て自ら此の處に國家及地方に於ける政治經濟の中心機關設置され、學術技藝其の他萬般の文化的設備も此の處に集中し、延て交通機關は農村地帯より此處に結び附けられるに至つた。

かくして都市社會は其の時代に於ける文明の最大機關にして、幾千幾萬の職業は分業を以て統一され、而かも此の分業は總ゆる科學、經濟、教育、藝術其の他各方面の文化を可能ならしめるに至つた。こゝに進歩を追求し、利益を求め慰安を希ひ、美を享樂する等飽くなき慾望によりて動く人類をして、恰も鐵片が磁石に向ふが如く都市社會に吸引されるの社會現象を顯現し日に月に其の度を高めつゝあるのである。

都市の膨大發展は益々其の文明的充實を見たるが如きも其の反面には生存競争の激甚より來る失業問題、資本家對勞働者の利害對立より來る各種の爭議、人口

稠密の爲、煤烟、上下水、騒音、疫病、火災、犯罪、風紀問題の如き所謂文明的疾患を惹起し延て都市民の身體は羸弱となり、精神は不健全に傾き爲に家系斷絶、思想問題の擡頭等の如き國家の爲、憂ふべき病態、變態を現出するに至つた。

かゝる社會の病態、變態の環境に育まれた青年が古木鬱蒼たる山岳に抱擁せられたる靜寂閑雅なる村里に育まれた農村青年や怒濤澎湃と岸を打つ海濱に育ちて波浪逆卷く幾百里、生命を一葉の扁舟に托して漁撈に従事する青年に比して其の身體に於て到底比すべくもあらざるは嗚々を要せざる處である。又其の精神に於ても都市青年は常住人を相手とし、或日常錙銖の利に吸々たらざるべからざる業務に従事し、或は囂々たる騒音を聞きつゝ、塵埃を吸ひ油にまみれて工場に働き耳や目や皮膚は何等の餘裕なき刺戟を受くる青年の精神發達の方向が、自然を相手とし靜寂閑佳なる農村に大地の化育に翼賛して生々發育する生物を撫育する農村青年の潑刺として彈力に富み純眞なる發達を爲すに反し往々にして之を背馳する傾向あることは青年教育上深く思を致すべき事であると思はれる。

從來中學以上の教育が抽象的概念的の教育に偏し所謂實社會に向つて直に役

立たざる青年を送り出し就職難、生活難の叫びを擧げしむるの因をなしたることは世人のよく認むる處であるがこの現象は學校所在地の都市に於て特に多く認むる處である、それは學校所在地の青少年は自宅より通學し得るを以て經費少額にて足るを以て豊かならざる父兄も子弟を進學せしめ得るから勢ひ多くの入學者を見随つて失業青年を多數に出すのである。實際地方中小都市に於て自治體の理事者や有志の間にこの歎聲を聽くのである。

此の教育的缺陷のため悲境にある青年は往々にして自己の不遇を以て社會の缺陷にありと認識し世を呪ひ人を恨みて遂には神經衰弱になるとか思想病者となるに至る。斯様な青年が都市に多いことは止むことの出来ない事實である。特に新しきを追求し、奇矯を模倣する都市青年の心理的傾向と強き刺戟を求むる都市人の慾求に迎合する目まぐるしき流俗の變化、即ち流行の變遷、男女問題の深刻化等々が都市青年を心身共に不健全ならしめ又は墮落せしめつゝある事實は重大なる都市青年問題であると思ふ。

從來の學校教育に於て又新聞雜誌其の他の社會教化機關に於ては都市民に對

して農村社會に對する理解を與へ農民に對しては都市社會の理解を與へかくして兩社會の精神的融和協調と物質的相互依存の認識を深めるといふ重大な問題を比較的軽く看過して居はしなかつたではあるまいか。

この疑問は最近農村振興運動の新しき旗幟たる組合運動の上に又米糧問題に關する法令制度の前に農村と都會との對立を見而して之が愈々深刻味を加へんとすることや其の他都市農村の利害關係等の間より溫醸されつゝある反感や具體的運動等が能辯に物語つてゐる。

吾々は將來かゝる運動又は鬭争は青年層の間に傳播すること及び現今の青年少年が成人したる頃に一層深刻となることを豫想する。

言ふまでもなく都市社會と農村社會とは相互に調和的發達を遂ぐることは其の各々が最大の幸福を得る所以であるを青年によく知らしめねばならぬ。

第三節 都市民と農民との對立抗爭

今や都市民と農民とは其の相互關係に於て大なる眼蒙に陥りつゝある、而し

て兩者の經濟的窮迫が甚だしければ甚だしい程この傾向は其の度を増して遂には國家の圓滿なる發展を阻害するに至らむとも限らない。都市社會對農村社會と其の青年に波及するの憂は今後の都市青年指導上の重要問題であることを指摘する次第である。

之と同時に都市青年をしてよく農村を理解せしむるの工夫を爲すことが教育界の急務であり新問題であると信ずる。

端的に指摘すれば都市青年の田園的鍛鍊が、ハイキングの域を越えない現状に不満を感ずるものである。

充分に田園の實際生活を體驗せしむるの工夫と其の英斷的實行が肝要ではあるまいか。

重ねて謂ふ、都市青年と農村青年とをして相互によく都市と農村との國家的社會的使命を理解せしめ、又都市市民の業務と農村民の業務との本然と相關關係とをよく理解せしめ、決して兩者は對立闘争すべきものでなく協調提携して一國文化を構成して始めて眞に幸福な生活を遂げ得るものなることを認識せしめなくてはならぬ。

第四節 中小商業者の頽勢と青年

現今大都會は日に／＼發展して、交通に建築に、商取引に、製造加工に、將又文化機關の充實に其の他各方面に驚くべき發達をなしつつある。

此の顯著なる興發隆昌の裡には中小商業者が大資本に壓倒されて苦境に沈淪しつつある事實を見逃がしてはならない。

殊に地方の小都會の中には往々にして農村地帯の一中心地として都市の形骸を存するのみでその中小商業者は瀕死の苦況にあるものがある。

全國約千三十萬戸の物品販賣業者は概ね中小商業者と見做すべきものである。昭和六七年頃舊東京市に於てさへ個人小商業者の資本は一戸平均二千三百圓内外に過ぎぬ。

之を百貨店の平均百七十餘萬圓、法人賣業者の平均約四萬七千圓に比すれば實に些少である。

況や地方小都邑の小商業の現状は實に思ひやられるのである。

中小商業者が困窮に陥る原因は一つは同業者の増加であり、二は百貨店や小賣市場や協同組合の發達配給改善より來る中間中小商人の排除等であり、三は金融の梗塞である。

都市の大衆青年の多くは、現在は他に雇傭せられ又は家業に従事し得るも、他日獨立して小商業に従事せんとするものである。

故に此の中小商業の前途の暗澹たる事は彼等の希望を滅失せしめ元氣を衰耗せしめ思想を惡せしむる原因となる。

故に今後の都市青年教育に於ては中小商業の匡救振興の方途を授け各自發奮してこの難局打解の能力と熱情とを養はねばならない。

第五節 中小商業振興策

中小商業者を金融の涸渇より救ふは現下の急務である。

而して其の方途としては、商工業路の擴充を圖り其の中央金庫を設立し、又負債

整理の法制を布き、市街地信用組合を設立し同業組合と相俟つて個人々々の信用を高め且つ低利資金の融通を圖らねばならない。

又中小商業の無制限な増加を防止し、百貨店其の他の外部的壓迫を緩和し、其の他共同販賣共同購入を爲すが如きことである。

以上は主要なるものを擧げたのであるが、何といつても根本問題は、都市青年に對して、實際的なる商業教育を普及すること、し、特に實務に對する訓練を徹底することは本問題解決の根本策であると信するものである。

今や青年學校制度は確立して、都市青年大衆は其の陶冶鍛鍊の道場を得たのであるから、此處に於て實際的な商業修鍊の施設を充實することが肝要であると信する次第である。

第六節 小都邑と青年

著者は地方に出張して小都邑の青年教育を視察するに方り、在學青年の少數なのに驚くことが多かつた。

而して其の理由が都會頹廢して家業發展の見込なく又郷土にては生活困難を訴へるが爲であるといふのである。

かゝる場合其の都邑の衰頹する因は主として其の都邑の成立したる内部的原因が消失したるか外部的原因の影響かに因る場合が多い。

前者の原因の主なるもの二三を挙げれば、郡役所、製絲工場、其他官廳學校、工場等の設立に基く都邑は之等の廢止されるか移轉するかに依つて衰滅に瀕すること、が其の一であり、附近一帯に於て特殊産物が生産されたりしものが專賣事業、他地方に大工業の勃興、其の他の原因にて附近の特殊産業衰滅に歸したる場合、其の二等である。

後者の場合では鐵道、停車場、航路等交通の要街より外れたる場合、等である。

斯かる都邑に對しては、更生發展のために或は新なる産業を興し、或は交通の便を開く等都市發展の要件を建設し、郷土の再建を圖らねばならぬ。

而して其の根本策としては、青年學校の充實を圖り、鍛鍊健闘の教育を施し、郷土振興に燃ゆる有爲有能の青年健兒を養成して、其の活動に俟たねばならない。

第七節 商道と都市青年

農業は自然を相手として營む職業であつて、其の自然物や自然現象は人力で容易に動かすことは出来ない。

それ故に自然の勢として農村民には正直にして堅忍持久の美質が養はれ、固陋にして進取向上の思想が乏しくなる。

之に反して都市民は人を相手とし、激甚なる生存競争の雰圍氣に揉まれ、又容易に觀取し得ない經濟界の波瀾の中に棹さして、錙銖の利をも争はねばならぬ。

随つてこゝに機敏にして又向上發展の志操に燃えるの長所を有すると共に、反面には往々として社會正義を蹂躪して巨利を獲得し、或は人を欺き利を貪ぼるの弊に陥る者がある。

元來商業も工業も社會分業の一部分であるから、之に従事する人々は之を通し、て自己の全人格を社會に實現し、社會民衆の福利に貢献しなくてはならぬ。

この倫理的指導原理が商人道又は商道である、この商道は個人的にも團體的に

も又國際的にも嚴存すべきものである。

若し夫れこの商道にして頽廢せんか社會生活は根本より攪亂されて職業的闘争や社會的對立抗争を醸成し國際間にては往々にして戦争をも誘發するに至るのである。

今日極端なる個人主義思想が擡頭して前述の如き不祥なる社會的病弊が發現しつゝあることは國家社會の爲め憂慮に堪えないことである。

たとい純眞無垢なる青年と雖もかゝる環境の惡弊より受くる感化影響を卻けることは甚だ困難であると思はれる。

この流弊を矯めると共に青年をして之に感染せしめざる様努むることは都市青年教育上重視すべき要件である。

第六章 青年教育の體驗

第一節 青年指導の體驗

第一 青年教育新運動の第一期

甲種農業學校教諭として六ヶ年間青年學生の教育に従事し且つ首席舎監として學生と起居を共にして青年の指導に興味を感じたる著者は大正九年師範學校の卒業生に農業教育を施し實業補習學校教員を養成する爲に農業教員養成所(翌年農業補習學校教員養成所となる)創設せられ其の主事として招聘を受け喜んで就任した。爾後十年之が經營に當ると共に縣下の實業補習學校教員の指導と青年教育に當つた。

以下同縣下の熱烈なる教育者と縣下の有志民衆の支援を受け青年指導に當りたる體驗を述べよう。

大正八九年の頃は歐洲大戰好景氣時代の餘波を受けて農村青年の向都熱尙醒

めず、一方中學以上の諸學校増設せられ父兄は子弟を之に入學せしめんとし青年も亦實業補習教育の如き地味なる教育を受けるの熱意乏しき時代であつた。

かゝる時代に於て實業補習教育を振興せんには先づ青年をして自ら進んで學習せんとする熱情を起さしめ、能く就學出席せしめなくてはならぬ、而して一方に於ては優良なる専任教員を養成し又兼任教員の青年教育に對する努力と市町村理事者の覺醒に俟たねばならぬ。

此に於て縣當局は青年の自覺を促すべく青年團幹部講習會を開催し師範學校、農學校、寺院等に宿泊せしめ、此の處を道場として精神鍛鍊、農業教育、公民教育を施した。

著者は常に之が指導者の一人として參加し青年と寢食を共にした。農村振興は善良有爲なる青年の蹶起に依つて始めて成し遂げられるものである。

故に青年は實業補習教育を受けて眞に善良にして然かも有爲なる青年たらねばならぬといふことを説き更に實業補習教育の本質を充分に知らしめる事に努めた。

然るに彼等は郷村に歸るや補習學校の専任教師を援助して該當學齡青年は云ふまでもなく、二十五歳前後の青年までも補習教育を受けるの氣風を醸成するに努めた。

而して年を経るに従ひ専任教員の數は漸増するを以て、青年幹部講習會には村の幹部青年に其の村の専任教員が附添ふて出席し又學校長、先覺者も積極的に參加し援助するの風潮を見るに至つた、數年にして補習教育の機運は作興し、各所に優良補習學校續出して青年教育を中心とする農業開發、信用組合の振興、家庭整理改善、納稅成績の向上等實績著しく舉り、公民教育、職業教育の眞價は一般の認むる處となつた。

此處に於て青年幹部養成講習會は學校寺院に於てする理論的のものでは満足出來ぬといふ氣分が教育界に起るに至り、第二期青年指導時代ともいふべき新傾向を起すに至つた。

第二期 青年教育新運動の第二期

第二期青年教育新運動時代は青年をして公民科、職業科を體驗的に修練せしむ

る時代である。

第一期青年指導の時代は専ら觀念的抽象的に氣勢を擧げ概念を與へる時代なるに對し本期は勤勞的體驗的に陶冶鍛鍊せんとする時代である。

即ち此の期には農業補習學校教員養成所又は農業學校、農業補習學校教員養成所等に於て農業の實地修練、農村開發の體驗をなすことによつて公民教育、職業教育を實際に即して體驗的に徹底せんことに努めた。

此の方法の概要は農業學校に於ては夏季冬季の休業期に於て青年幹部を寄宿舎に宿泊せしめて、農業動物、作物栽培、畜産製造、農業經濟等の學理を極めて實際的に授け、郷村に歸りたる上は直に之を實行せしめんとするものである。

當時は多くの町村の補習教育は進歩して共同實習地、個人實習地、委託實習地等普及してゐたので、之等の教授せし事項は直ちに實現せられ、村民をして賞嘆措く能はざらしむる様な実績を示すものも尠くなかつた。

又青年にして村の老農にも比すべき手腕力量を農業經營の上に表はす者も出來た。

各地の二十軒三十軒の小村落の青年達で信用組合に於ける一千圓貯金二千圓一萬圓といった様な貯金の完成祝賀の學藝會や、記念専用教室落成式などに招待されることさへあるに至つた。

補習教育を受け始めてより六、七年にして家庭農業實習の収益を貯蓄して一筆二筆と田圃を購入した青年、一家の再興に精進しつゝある青年、其の他涙ぐまじき奮闘青年が世間の注目を惹く様になつた。

時勢の趨向もあらうが、村々の學校長や専任兼任の職員が青年教育に熱と力とを注ぎ燃ゆるが如き教化運動を爲す處に、自らかゝる実績を擧げるに至つたのであらう。

事態が斯くなる時に於て町村理事者、各種組合團體幹部有志等は青年教育に一種の興味を持つに至り、今迄の傍觀的態度を棄て、自分も其の教育運動の中に飛び込んで働くもの日に月に其の數を増加するに至つた。

此の趣味の補習教育熱が町村長社會に勃興するも、自治運營の中心を青年教育に置き専任教員を増設して教化は勿論、衛生、社會事業、産業改良、交通の開發、其の他

各方面に青年中心の公民教育の實際運動を行はしめるものあるに至つた。

尙青年幹部講習會に出席したる青年が郷村に歸るや之を中心として村青年全部を集めて講習を爲し以て縣の中央部の指導精神は村の隅々まで徹底し且つ日常生活の上に實現せられた。

之等の幹部講習會及村々の青年講習會よりの招聘には出來得る限り出張して指導に當つた、縣は之等の指導に關する經費を充分に計上遺憾なき活動をさせて呉れたのであつた。

縣下の青年には如何なる山間如何なる島嶼の青年にも親しく其の生活に基調せる實業補習教育の振興、農山漁村開發の實際運動を指導した。

第三 青年教育新運動の第三期

第三期青年教育新運動時代は其重心點を全然村の實業補習學校、青年訓練所に置き、専任教員と指導員が中心指導者として働き、専ら村の實態に即して教授及訓練に當らしめ、而して村郡教育會及縣に於て青年の移動講習又は視察見學を爲さしめ、縣内外の模範的な町村産業組合、青年團、補習學校や篤農家等を訪ひて實況を

見學し、體驗談や指導講演を聽き又内外の神社に詣で偉人忠烈の士の墓に參拜し、古戰場を訪れて日本精神を長養し、靈場に參拜して宗教的感情を養ひ、美術、國寶、天然記念物、公園等に藝術的教養を深める等生きたる修練を積ましめたのであつた。以上第一期第二期第三期の間には劃然たる境界はない、勿論現在と雖も第一期時代の指導方法も時には行ふべきであり又第二期時代の教養は今も尙大いに大切である。

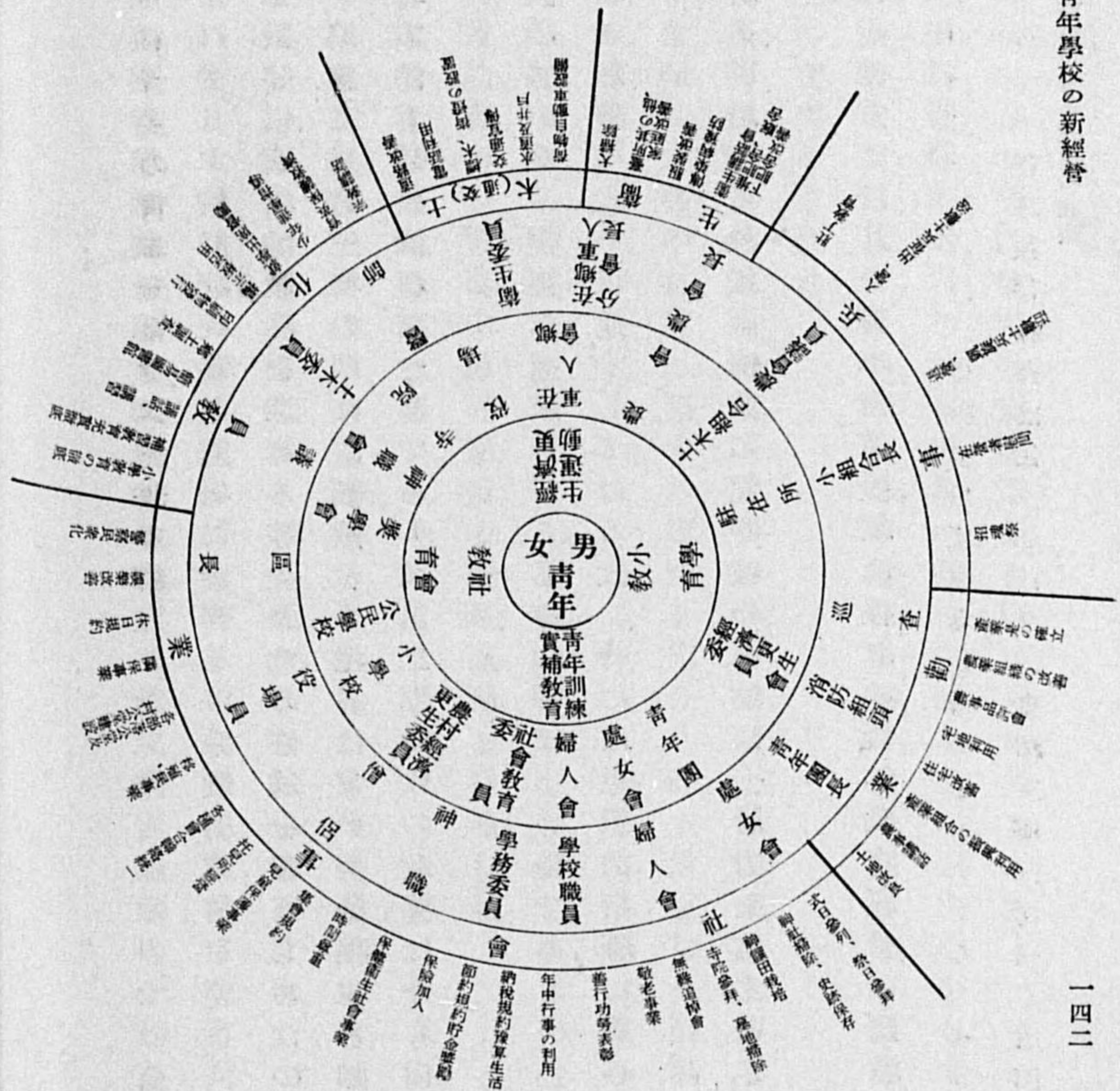
要は大體の勢がかく變遷し進展したことを知ればよいのである。

今や青年の教養は大いに進歩してゐる、故に時には思想的指導に重心を置く講演を催すもよい。

日本精神を啓培する教授訓練其他各種の施設に一層力を注ぐことも肝要であらう。

尙其の後の地方に於ける青年指導體驗は後章の青年教育經營の體驗に記述するに付こゝには省略する。

青年教育の郷土全體を開発する計畫



第四 一般縣民の青年教育理解促進運動

(一) 補習教育大會

實業補習教育は愈々軌道に乗つた。此の上は堅實なる進展を爲さしむべく最善を盡さねばならぬ。之には縣下一般教育者及市町村理事者、各種組合團體幹部、縣郡産業當局、縣會議員等の理解を進め、其の後援を求むることが肝要である。

依つて大正十四年より毎年一回縣下補習教育研究大會なるものを催し、右に記したる如き各方面の人士六七百名が毎會參集した。

縣民は實に教育に對して熱心であり、一度是なりと信すれば飽まで之を貫き徹底せずんば止まぬ美質を持つてゐる。

此の縣民性は遺憾なく此の大會の上に現はれ、三日間熱心討議した結果は、直ちに實行に移された。

縣會と云はず市町村會と云はず、凡青年教育の事に限りては財政の許すかぎり積極的に提出豫算を認めた。農事試驗場、農會、教育會等もあらゆる援助と指導に力められた。随つて實業補習教育は年と共に其の實績を擧げた、曰く信用組合貯蓄

の増加、曰く米麥作の改良、曰く納稅成績の向上、曰く風教の刷新、曰く何曰く何、擧ぐるも盡きざる實效は地方民衆の共鳴を受くるの原因となつた。

(二) 一般教育者の農業研究熱

前に述べたる如き農業研究熱の狀勢は勢一般校長教員の教育思想に影響した。之等の人々は農業及農村教育に對して今一層理解を深める必要を痛感して公民教育、農業教育の講習會は年と共に盛大となつた。

農業補習學校教員養成所、農業學校を會場として農業科の體驗的學習會が設けられ實習を中心として熱心に學習した。それには學校長を主とするものがあり、女教員を主とするものがある、又専任教員を主として一層學術技能の深化を圖らんとするものがある。青年教育の堅實なる歩みは日に月に世人の目を驚かせるに至つた。

之等は皆本縣民性の美質と教育界の地味にして、而も積極的なる長所の現はれと思はれた。其の上好運にも縣知事及學政當局には歴代斯道に理解と信念を有する士が來られて教育指導上に絶對の支持を與へられた。

長官や學務部長までが實業補習學校や其の村の共同實習地、生徒の家庭實習地又は各家庭に行はれてゐる台所改善にまで足を踏込んで視察し獎勵せられた、教育關係者は涙の感激を以て本務に奮闘するの情に燃え精進又精進した。

(三) 青年教育の施設を中心とする研究熱

曩に述べたる大會講習會の如きは單にそれだけを何時までも續けて居ては、實際と相離れる恐れがある。

故に縣下青年教育の實際施設の模範的なるものを教育者、青年團幹部等をして視察見學せしめ、村に歸りて村の産業、村の教育、村の家庭を如何に改善すべきかといふことを研究工夫せしめ、且つ其の結果を實行に移さしめた。

先づ縣立農業補習學校教員養成所の代用附屬公民學校及其の校下の農村開發運動、家庭改善運動を縣下の視察團に開放した。

此の施設はやがて縣下の隅々まで行はれるに至つた、遂には一村の中で十戸二十戸の小村落間に於て相互視察なるものが行はれた。

(四) 村落相互視察

此の施設は社會教育の基礎を大字村落に置き各村落の社會教育を堅めて鄉村社會の進展を圖らんとするものである。各々の鄉村社會が發達すれば自ら國家社會の隆昌を見るのである。故に斯教育施設は實に將來全國社會教育政策上より見ても緊急要務たることである。

著者が現代教育改革上に於て社會教育の基礎工作として此の施設を高調する所以である。當時農業補習學校教員養成所に於て實施したる村落相互視察の概要を記述しよう。

(五) 村落相互視察要項の一例

村落相互視察は本村毎年度一年間の社會教育の總決算を視察し、更に次年度計畫の参考に資せんとするものである。左は著者の行ひし一例である。

村落相互視察要項

(1) 目的

村内各支部相互の情勢を視察し其の社會教育の實績を審かにし明年度の計畫の参考に資す

(2) 期日、自 月 日 至 月 日
(3) 視察計畫

考 備	日 三 第			日 二 第			日 一 第			視 察 日 時	被 視 察 支 部	責 任 視 察 支 部						
	至	自	正	至	自	正	至	自	正									
責任視察支部とは是非責任を以て視察をなすべき支部を云ふ希望の支部は指定以外の支部を視察するも差支なし。	至	自	正	至	自	正	至	自	正	午前	午後	正午	前	中	後	第 一 支 部	第 六 支 部	第 一 支 部
	同	午	正	同	午	正	同	午	正	四時	一時	九時	後	中	前	支 部	支 部	支 部
	四	後	後	四	後	後	四	後	後	半時	一時	九時	時	支	支	支 部	支 部	支 部
	時	一	九	時	一	九	時	一	九	半時	一時	九時	半時	支	支	支 部	支 部	支 部
	第 六 支 部	第 一 支 部	第 六 支 部	第 五 支 部	第 四 支 部	第 五 支 部	第 二 支 部	第 三 支 部	第 三 支 部	第 二 支 部	第 一 支 部	第 六 支 部	第 一 支 部	第 六 支 部	第 一 支 部	第 六 支 部	第 一 支 部	第 六 支 部

(4) 視察者

視察者種別	視察要項別	
	一般施設	通路
學校職員		
役場當局		
村有志		
指定視察支部		
男女青年幹部		
養成所生徒等		

被視察側の主として視察を受けるもの

被視察者種別	被視察者要項別	
	一般施設	通路
男女青年		
養成所生徒		
配屬者		
部長及幹部		
青年幹部		
公民學校生徒		
配屬者		
男女青年團員		
配屬者		

(5) 視察要項

一、一般施設

1. 男女青年團

- (1) 該支部諸帳簿整理狀況
 - (イ) 支部側 (ロ) 團員名簿 (ハ) 會議錄 (ニ) 會計簿(豫算決算基本金) (ホ) 其他
- (2) 活動狀況
 - (イ) 會合狀況 (ロ) 事業の實際 (ハ) 修養の狀況 (ニ) 將來の計畫 (ホ) 融和の狀況
 - (ヘ) 貯金の狀況 其他
- (3) 俱樂部の内容充實の狀況

2. 戶主會

- (イ) 諸帳簿 (ロ) 活動狀況 (ハ) 將來の計畫

3. 母の會

- (イ) 諸帳簿 (ロ) 活動狀況 (ハ) 將來の計畫

4. 農事小組合

5. 其他の施設

二、道路施設各支部毎に主なる幹線を選び行ふ

1、手入

(イ)掃除、除草、凹凸、乾濕、砂利、排水溝、橋梁、石垣、垣根

2、設備

- (1) 揭示板設置及使用狀況、揭示事項記錄
- (2) 標本
- (3) 交通の宣傳
- (4) 要所電燈設置
- (5) 奉仕箱、危險物箱
- (6) 鐘時報裝置
- (7) 將來の計畫

三、實習地

1、男女共同實習地

- (1) 經營の目的
- (2) 位置の適否
- (3) 面積の適否
- (4) 作付成績
- (5) 輪栽設計書
- (6) 標本、標札
- (7) 所有關係(共有地、小作關係)
- (8) 關係生徒の狀況
- (9) 管理狀況(組長、管理者の狀況、組別等)
- (10) 肥料、農具、種苗等
- (11) 將來の計畫

四、宅地家庭改善

- (1) 家屋内の一般的整理狀況
- (2) 農舍(男、臺所、女)整理改善狀況
- (3) 宅地利用の狀況
- (4) 被視察箇所數の全在籍支部員數に對する割合(男女別に)

(6) 視察の方法

1、被視察者側

- (1) 被視察側、被視察支部は男女共定刻前に參集し各支部長の指揮により萬般の準備をなすこと
- (2) 被視察支部に於ては各視察事項に就き男女共夫々適當の案内及説明員を豫め定め置くこと
- (3) 一般施設の視察をなす場所は當該支部に於て適宜の一ヶ所を選定し置くこと
- (4) 全部集合するを待ちて被視察支部よりは支部の概況を支部長説明し支部の社會教育經營上の要領を駐在教員より説明すること(約二十分)

2、視察者側

- (1) 視察者は學校職員責任視察支部の幹部共の他希望者養成所生徒全部役場員及有志とす
- (2) 視察者は定刻前に被視察支部の俱樂部に集合すること
- (3) 視察者は最初の一時間に於て所定事項の視察を了し一般施設の視察場所に集合すること
- (4) 視察者は次の事項の順により感想を述べるものとす(約四十分)
 - イ、一般施設
 - ロ、道路施設
 - ハ、實習地
 - ニ、宅地家庭改善

3、感想者發表は左の通り定む(一名五分)

責任視察支部幹部 四名

養成所生徒 四名

責任視察支部幹部 四名

四名視察後指名す

4、男女青年本部側及公民學校側より右の外談話をなすこと(二十分)

5、來賓感想發表並に講話(二十分)

此の施設は縣下の隅まで行はれるに至り社會教育の普及徹底上效果顯著なるものあるに至つた。

著者は社會教育國策上に於ても村落單位の充實を重要視すべきものであると信じて疑はない。要するに青年教育の當事者は教育の實際を着實に實際生活に即して理想實現へと一路邁進したのである。

第二節 青年教育經營體驗

第一 教員養成所附屬公民學校經營の基礎建設

農村の疲弊困憊年と共に甚しく農民の間より農村の振興を要望するの聲漸く囂しからんとするに際して、教育界の一角より青年を指導して農村開發の先驅たらしめんとする實業補習教育の新運動が全國的に擡頭したる時に於て縣立農業補習學校教員養成所に職を奉じ傍ら縣下の實業補習學校の指導の命を受けて居

つた著者は自己體驗の結論と社會の趣向より察して今後の青年教育に當るべき農村教育者は單に教育上の技術や青年教育に直接必要なる學科に付き勉學せしむるだけでは甚だ遺憾な點が多い。須からく教育を中心として農村を全面的に振興し、理想農村にまで築き上げる全村教育運動を爲し、教員養成所生徒をしてこの局に當らしめ、二年間に互つて眞摯熱烈なる體驗を遂げしめ之を農村に送り出すに於ては必ずや縣下實業補習教育は作興し農村に更生の喜びを見るであらうことを深く信じて、大正十年以降年々縣當局に力説せしも容易に容れられざりしが、大正十二年秋の提出豫算の中に縣立農業補習學校教員養成所に附屬農業公民學校附設の經費を要求した。

其意見の大體は附屬農業公民學校所在の村を事實上の附屬農村たらしめ、村長を中心として養成所主腦者は勿論附屬公民學校及小學校の職員、村内各種關係幹部其他一體となつて農村郷土の開發に當り、而して其の運動に教員養成所生徒を參加せしめ農民の間に伍せしめて、一面に於ては指導者の立場に立たしめ、又他面に於ては其の村の住民たらしめて、或は自ら鋤を取りて村の實習地に働き、或は臺

所の改善、貯金成績の向上、交通機關の改良等公民教育の實際運動を體驗せしめ、他面に於ては内、村會議員、村會役員等との接渉をなし、又外、農産市場、肥料、種苗商等の取引、斡旋に當らしめて、農村經營指導上の能力を涵養し、以て卒業後は管に農村補習學校の良教員たるのみでなく、村全體の先生として農民の敬仰を受くるが如き教師たらしめんとするにある。

此の案は幸にして縣會を通過し、當時全國に類例なき農業補習學校教員養成所の附屬農村經營實習を創設した。

大正十三年四月一日は實に宿望を遂げて其の實行に第一步を踏みし紀念すべき日であつた。

兼務の形式にて農業公民學校校長を拜命して先づ村役場、村の小學校を訪問して新任の挨拶を述べ、愈々附屬公民學校の經營に取りかゝつたのである。

之より先きに學校の經營に就て村長とは十數回に互り親しく協議研究を遂げ、全然意見の一致を見た。前にも述べた如く公民學校教師は全村民の先生として、自治自活の全體に互つて村民を指導啓發しなくてはならぬ、而して又村民の全生

活の中に入り込んで教化運動に當らなくてはならない、故に村自治の機關たり又村民の代表者たり、中心たる村吏員、村會議員、各區の有志及駐在巡査等の徹底的な諒解と共鳴とを得なくてはならぬ。

村長は之等の人々を集めて代用附屬公民學校課程の經緯を話し、村民共同一體となりて學校職員を援助し學校實績を擧ぐることは管に本村の幸福たるのみならず縣下農村の開發に貢獻する處多大なるべしと力説した。

次で學校長は學校經營の方針が普通の義と大いに趣を異にすることを懇切叮嚀に詳述してよく諒解を求めた。

其の要點は學校は教室内の教授に止まらず村全體を學校とする露天學校なること、其の一、男女青年の職業及實際生活を教育の機會とすること、其の二、随つて家庭の中より田畑、山林に至るまで皆青年に取りては生きたる道場であり生きたる教材であることを承認せられたること、其の三、教員養成所生徒は各部落の農家に下宿し村民と同一生活をなしつゝ、社會教育、農業の改良等に參加せしめられたること、其の四、青年の就學出席は學校として大いに努力を拂ふ處なるが故に全村協

同して之を助力せられ度こと其の五である。尙實際教育上に必要なる事項には充分諒解を求めたのであるが全員一致して支援することを約し和氣霽々の裡に公民學校の前途を祝福して此の行事を無事終了した。

かくの如くにして極めて圓滿裡に一步を踏み出したりと云へ、實際其の運営に當る時には道程に於て自ら有志間に消極主義者と積極主義者を生じ又小學校育と青年教育費との均衡上に意見の相違を來し或は又教育以外の種々なる事情が感情の齟齬の原因をなし村長校長の苦心此の間より生ずることは如何に平和の農村と雖も絶無といふことは出來ない、但し如何なる問題に逢着するとも村長と校長とが一體となり村民の絶對信頼を受けて居るならば學校經營の進行に重大なる支障を生ずるものではない。

村有力機關の諒解を得たる上は被教育者たる男女青年の屬してゐる青年團及處女會幹部の諒解を得なくてはならぬ。

先づ村長及青年團長處女會長たる小學校長と公民學校長の三名は慎重協議の結果今後青年教育の作興を圖るには公民學校長が青年團長處女會長を兼任し青

年教育を一元的に統制しなくてはならぬと言ふに一致し、且つ將來之れが經營の方針及具體案に付公學校原案を基礎として協議決定した。

この成案を得て男女青年團幹部を召集し總裁たる村長と青年團長、處女會長たる小學校長の司會の下に會長の交迭を承認して公民學校長が兩團體の長となりここに公民學校教育と青年教育の一元化の基礎工作が完成した。

次で青年團及處女會經營の方針及方法とこれが公民學校との提携方法には原案に基き協議し本部及各部落の支部役員を改選し、こゝに滿十二歳以上四十歳までの男子青年は團員に滿十二歳以上二十歳までの女子は處女會員として郷村社會振興運動の中心力となつて努力することを誓ひ、各支部別に總會を開き團員に向つて今迄の経過と將來の方針を充分に諒解せしむることとした。

村には村長夫人を會長とする母の會がある。兒童の母、男女青年の母たる者は子女の教育、家庭の改善、生活改善に關する修養會などをこの會合に於て行ふ、本團性質上小學校直屬のものとなし公民學校長專任教員は男女青年の指導教育上常にこれに密接なる連關を保つこととした。

寺院に開催せる其の總會に出席して附屬公民學校の性質、方針、經營を説明し、更に前述村有志に懇談せし處と略同様の説明をなして協力援助を求めたるに滿場心からなる感謝共鳴を表し、殊に家庭を以て女子訓練の道場となすことを賛成したのである。

爾來母の會員が貯蓄勵行に臺所改善に子女の教育に、其の他各方面の改善振興運動に陰に陽に努力せられたる處は實に大なるものがあつた。

青年教育の經營には先づ家庭の主婦をして舉つて青年學校の後援者たらしめ、家内零圍氣をして青年教育道場に相應はしからしめ、學校の課する修練事項は主婦も率先之を體驗し身を以て子女を指導し獎勵するの氣風を醸成したことは確かに青年教育作興の根源に培ひたるものなることを痛感したのである。

次は村教育會である、公民學校長は村教育會の一役員であると共に他面其の支持後援を得なくてはならない。それで村教育會總會に於ても前に度々述べたる處を説述して小學校教育と一本の教育として振興發展せしむべき所以を述べて諒解と積極的援助を求めた。

此の外農會產業組合、其の他團體とも聯絡を保ち相互提携して一路村民更生の要道を歩むことに努めた。

產業組合とは信用組合への青年及其の家庭の貯金勵行、農會とは村の産業是と農事改良方針及方法を農會にて立て、青年教育に於ては其の實行を各部落の男女各青年實習地及青年各自の家庭實習地に於て引受け、着々として實行に取りかかつた。

更に教員養成所生徒は各部落の實習地を青年に伍して經營しつゝ、更に村目抜の場所に一町歩程の實習地を設定し之に模範栽培を實行して後段述ぶるが如き晝夜兼行の經營をなさしめ無言の内に農民道を發揮して村民の感激共鳴を得る機運に際會した。

こゝに附言するを要するは、以上述ぶる處は頗る平凡の事にして又極めて簡單なるが如しと雖も、實際其の裡に幾多の苦難あり、又錯雜極まりなき事情もあつた、之等は補習學校職員の獻身的努力と青年に對する熱と愛との指導により、教員養成所の生徒の涙ぐまじき努力と又小學校職員の援助、各團體の協力等に依つて打

解し村民の理解は一層深化して此處に青年教育は第二期に入った。即ち各部落別に各種團體の會合を開きて漠然たる村全體の會合は各部落別の會合へと深入りするに至つた。

第二 専任教員の奮闘

専任教員及教員養成所生徒の附屬農村に於ける活動は全く晝夜兼行であつた。雨多き南國の初夏、眞の闇夜泥濘の小徑を一里餘の部落に至つて、青年團、處女會の支部協議會、戸主會を始めとし分教場の教授に當り教授や講演を爲して歸宅するは大抵午前二時である。

教員養成所生徒は翌朝は午前八時に出勤し午後四時に授業を終るや直に村に出動し模範實習地の經演、青年實習地の指導に當り夕食終るや更に部落の集會、夜學等に當ると言ふが如く全く文字通り寸暇なき修養鍛鍊である。

流石に危みたりし一部の村民も遂に此の努力に對しては心からなる感激を催すに至つた如くである。

全村全家庭を以て教育の道場として青年を教育する場合には、學校長は村長と

一體となり、青年は因より全村民を包容し教育大綱を總攬し、而して各部門の經營、各種組合團體との聯絡、自治運營の援助等は統制する教育と之等各機關の幹部役場吏員との協調提携に俟つこととした。

但學校長は斯の如く大局に向つて力を注ぐと共に、反面極めて細密に心を働かせて經營全部面の動きに心を注ぐは云ふまでもなく、又郷土の山川草木、各家庭の情勢を知悉し職員會議に際して討議研究の資料を提供するの用意がなくてはならない。

かくの如くにして全村の人心を公民學校に惹き附けて「我等の公民學校」といふ氣持を全村村會に磅礴せしむることを得た。學校創立より大凡四箇月を経て秋風立つ農閑期に入ると共に公民學校は大體その輪劃を整へて内容建設に入るこゝとなつた。

第三 郷村社會情勢の把握

(一) 風土氣候の把握

青年教育に携はるべき學校長又教員が新任地の郷土農村に入るや先づ心眼を

注がなくてはならないのは郷村社會の主要素である。住民の情態と、助要素である土地動植物の如き自然の情態である。

この村勢調査は學校設立の當初村民合體の理解を得てあることゝて各家庭は快よく材料を提供してくれたる爲めに正確なる事實を蒐集し郷村社會の現勢を把握するを得た。

(調査に關する詳細は拙著農村教育新論參照)

元來農村社會の調査物は實に廣潮なる數字と文章の集積である。

故に單に調査したるだけにては茫漠として要點を把ることは出きぬ、之を検討し壓縮して包括的に把握し、以て郷村社會の長短と今後努力すべき重點とを知らねばならぬ。

換言すれば郷村社會調査に依つて其の現状、將來の運命とが明瞭となり隨つて郷村社會運營上の基礎的見識が高まらねばならぬ。

さて天然的状态と調査の結果得たる事項を包括的に整理して、青年教育、社會教育の經營上如何なる基礎資料を得たるか。

先づ村の西南方にある畫津湖は泥土、水藻の如き天然肥料の採收場にして村農業上極めて重要な地位を占む。陸地は茫々たる託摩ヶ原平原なるも羊腸の如き地形錯雜、小徑迂餘曲折し交通運搬、不便なるを以て村落はおのづから十三箇の集團村落を成す、之を六區に分つ、土地は火山灰質輕壤土で作土深く且つ多年有機肥料を多用せる爲に肥沃である、其の上耕地全面積約八百町歩の九割五分が畑で一戸當反別二町四反歩で全國農家一戸當反別の二倍餘にして中には五丁歩を耕す者さへある。

次に氣象情態を見るに一年中晴天二百日、曇天百日、雨天六十五日、雨量一七八五耗にて全國中位で平年は夏季雨天少なきこと、輕壤土なること、は最高溫度攝氏三五度、平均溫度一五度といふ溫暖と相俟つて西瓜、胡瓜、馬鈴薯等の都市發展に伴ひ需用激増する蔬菜類に好適である、又晩霜四月十八日であるから瓜類の半促成栽培發展の餘地があり、初霜十一月七日であるから秋蔬菜に好都合で獎勵の見込がある。

かくの如く天恵は郷土の農業發展に餘裕を與へられてゐる。

ては幾らでも増收の餘地がある、大部分は新開地の様で彼の農業經濟上に土地報酬漸減法則などの妨害の表はれるが如きことは遠い／＼未來のこの様に感ずるのである。

湖よりは肥料分に充ち／＼た泥土や畑地肥料として恰好な水藻が生産される、之等の採收は益々奨励し殊に青年に對しては其の勞苦を惜まぬ様家庭作業として行はしめなくてはならない。

有用動物としては畑地の耕耘と運搬に適する馬を愛育する風がある、愛馬思想の養成、馬匹の改良を重視すべきである。鶏は畑を荒らすの弊害ありとして飼育されてゐないことは一驚を吃する、都市隣接村として又畑地村として特に反省の餘地あるものと思はれる。

養蠶は第一區の村落に少しく行はれるのみである、其の盛ならざる事は又畑地農村としては稀に見る處である。理由は耕作上の關係が主で、他に村主腦者が嘗て力を入れざりしに依るも前者が有力なる原因である、積極的奨励は慎重考慮の必要がある。

魚類は湖水に産する名産鮎鯉等あるも一小部分の農家の趣味的漁撈の範圍を出でぬ、湖の附近水田を利用して養魚の試験を爲すことが肝要である。

天恵の自然は又一方に有害生物のためにも亦樂土である、作物の病蟲害、衛生上の強敵たる蠅は畑地肥料をその繁殖場とし、地方的特色たる夏季鬱熱を好條件として驚くばかりに繁殖する、之が防除は家庭衛生、公衆衛生の重大要務である、過古の本村衛生史は之を雄辯に物語つてゐる。

作物病蟲害に就ては作物栽培法の改良と防除藥劑に關する技術の傳習が喫緊事である。

(三) 人的情態の把握

農村社會の主要素たる村民生活の現状は村民の經濟及文化の程度を確實に表現してゐる、然るに之亦調査の結果得た收穫は幾千項目に分れ且つ其の内容は數字に文章に現はされて茫漠且つ複雑にして殆ど其の捉ふる處を知らない状態となる。

故に之を壓縮し包括し以つて急所を把握し農村教化建設の根本義諦を確立す

るを要すと思ふのである。

先づ村民性の特徴を見るに、往古本村草創の時代阿蘇神社の分神たる氏神の氏子として農を尊び醇原の質よく保たれ、又公共的に民心一致するの特徴がある。

勤勉努力は村民の美風である、唯信用組合、貯蓄、時間觀念、交通道德、公衆衛生等の公德心と青年教育に對する理解と産業の科學的改良心は一般農村と同様、今後啓發に力を注ぐべき點である。

又隣接都市の發展に伴ひ湖水及沿岸は遊園地となり所謂都市隣接村の通弊を醸成する慮あるを以つて此の方面の社會教育的對策を樹立することが肝要である。

本村は前述の如く草創の時代より日本民族發展に由緒深き阿蘇神社の氏子として代々純朴敦厚の遺風を傳ひ、又忠臣菊池公の義軍は此の處に賊軍を激撃し又氏神參道は慶長の昔清正公軍馬訓練の場所にて天を摩する老杉は當時栽植にかゝるものなりと云ひ傳へられてゐる。

更に西南戰爭に際しては大決戰の行はれた處である。

日本精神を啓培し農民精神を陶冶鍛鍊すべき青年教育道場としては絶好の地である。

全戸數六百二十三戸の中農家は過半數の三四〇を占め、公務自由業の九五、商業の七五、工業四〇を占めてゐることは都市隣接村の色彩の漸く加はりつゝあるを示し、純農村時代の傳統的農民性を確保し長養するの切實なるを思はしめる。

村を出る者も少く年々人口増加するは村の經濟に餘裕あるの證である。然し反面に於て就學兒童の増加に伴ひ現在小學校舎にては狹隘である、加之兒童の多數を托せる縣師範學校附屬小學校の廢校の爲め到底現校地校舎を以てしては不足である。

此の處に早くも小學校、公民學校の移轉増築の計畫に取りかゝつたのである。

又畑地農業の經營は田地の經營に比し人手を要すること多く老幼婦女も出て働かねばならぬ、ために幼兒は手纏ひとなり又其の大切なる哺育が疎略となり衛生上、躰上、遺憾なる點が多い、こゝに育児の時間を省きて勞力經濟を圖り、他面保育教養の周到を期する、一石二鳥の施設として農村托兒所の設置の急務を痛感した。

農業状態に於ては耕地約八百十六町步中、畑は約九割四分の七百六十六町步で、一戸當り二町五反步程の畑作であるから、土地利用の高度化が可能であり、従つて生産の行詰りに對する憂は殆どないといつてよい、それで輪作法の改良、西瓜、其他の瓜類の半促成栽培、秋冬蔬菜の奨励と栽培法の改良等の實習施設による農業教育の充實及農業開發の急務なることを認めた。

養鶏及農家副業としての手工業に就ても調査研究を初めた、特に郷土に原料豊富なる竹細工の講習施設と竹林の改良には實行に取りかゝることゝした。

農家の戸數三四〇の中で自作八三、自作兼小作一六九に對し、小作九三で小作農四分の一にも足りないのみか、小作農も勤勉にして生活儉素なる爲め大體生活安定し、小作爭議の醜を見ない。

本村内の土地の中で百餘町步は他村民の所有になつてゐる、青年教育に、社會教育に之を村民の手に買ひ取る様鼓舞激勵するが肝要である。

農産物の中で特に増産と販賣の上に注意することに依つて家を富ませ、村を興すは年産六七萬圓の西瓜、一萬三千圓の白菜、二萬四千圓の大根である。西瓜は東

京、大阪の國內都市に益々有望なるのみでなく、滿鮮北支にも有望である、大根は漬物に加工すれば海の内外に販路開拓の見込多大である。

農業資本の現状に就ては、農作物生産費の約三分の一を占むる肥料を市内塵埃、糞尿、軍隊乳牛牧場の厩肥を一手に採收し、更に湖水の藻泥土を利用することは本村農業の長所である。この經濟的に卓越せる習慣は現代青年にもよく行はしめ、永久に農業繁榮の原力たらしめねばならない。

村民の貯蓄思想は大に涵養の必要がある、殊に前にも述べた如く信用組合、貯蓄を奨励しなくてはならぬ。此のことに就ては早速、部落別協議會をなし、男女青年中心の運動により、家々より貯蓄勵行の申合せを爲し、其の實行に取りかゝつた。信用組合、農會、各種教化團體、在郷軍人團等、それら使命に向つて活動してゐるが、各團體が青年教育、社會教育とを有機的一體となつて活動するには、まだ大いに努力を要する。今後此點にも力を注ぐ必要がある。

教育狀況を觀るに、小學校教育に對する理解は一般農村同様、或はそれ以上に進んでゐるが、青年教育に對しては頗る認識不足である。實際生活に即したる教育

に依つて父兄に其の重要性と効果の大なることを通感せしめねばならぬ。

それには先づ専任教師を青年の家庭と親ませ父兄と教師が一體となつて個人々々の青年を其の個性と環境とに即して導き授けしめ、父兄は因より村人をして我等の専任先生なる親しみと信頼とを持たしむるに至らねばならぬ。

之より先き學校創設以來専任教員諸君は至誠と懇切を以つて有らん限りの薰陶に熱と力と愛を以つて當つてゐたので主力を教授訓練と社會教育の方案と其の實行に向つて傾注することゝした。

宗教は殆ど大部分は眞宗を信仰し又寺院の社會教育に對する熱心は深く畏敬する處である、殊に托兒所の經營、青年幹部の教育に迄乗り出し宗教心の涵養、道德的修練に寄與する處が大である。

又唯一の基督教幼稚園、養老院ありて發展の途上にあることは本村社會事業に有力なる示唆を與ふるものである。

政治思想の尙大いに知的に道德的に啓培の必要がある。然し黨派的醜狀を見るなど殆どなきは幸ひである。

運輸交通に就ては各部落より縣道に連絡する荷物自動車道路を缺ぐものが多い爲め生産物搬出上極めて不利である。

故にこれを便利にする爲め青年教育の公民教育運動として計畫した一間半幅の道路計畫があつてやがて竣工せしめたものである。

路面の修理交通道德の普及等は大いに力を注ぐの必要を認める、過去に於ては當然にして何等不都合なかりし道路を作業に利用することも荷車や自動車の通行する今日では甚だしき支障を與へるが如きである。

社會の病的状態たる犯罪者、浮浪者、無扶養者、孤兒、自殺等の近年絶無なるは村の素質の良好なるを示すものである。

只公衆衛生に力を加へて厩肥塵埃を堆肥となし蠅を防除し傳染病を永久に根絶することは教育上、自治行政上の喫緊事である。

以上は村を調査した後、に於て包括したる事項を説明し、青年教育施設の基調を指摘したるものである。

寸刻を争ふ校舎移轉改築工事は愈々大正十四年より行はれて翌年四月には専

用教室三、職員事務室一を設備し尙外に百餘坪の村公堂を設け公衆の會堂、社會教育殿堂を兼ねしめ一部は女子裁縫、家事教室を兼ねしめた。

鬱蒼たる鎮守の森、清正公由緒の老杉を背景とした高臺地に、明日の村を背負つて立つべき青年教育道場は竣成したのである。

又各部落には舊校舍の一部を分割配給して村落公堂なるものを建て、各部落の集會公衆娛樂、青年の修養、幼兒の托兒所等に當て民衆は此の建築を以て文化の殿堂として愛護し充實に努めることゝなつた。

(拙著日本農村の新經營挿畫と説明參照)

農民思想の開發、農村振興などといふ事業は先づ村民がよく郷土の誇を正しく認識し、郷土に愛着を感じ、而して之が開發に努めんとする處に始て眞の力が湧き出して來る、これを誘導し統一し指導して始めて郷土再建の新生命力を養成し得るのである。

第四 學校經營計畫の樹立

郷土調査に基き教育經營の基礎資料を把握するや愈々實際經營の方案樹立に

取りかゝつた。

學校長は先づ村長と周到なる打合をなしたる後専任教師が各部門の主腦となり、兼任教師(小學校長職員を含む)役場員、各種團體幹部と接渉を重ね、合議検討を経たる上、原々案を作製し、更に學校長と慎重研究し銑鍊したるものを原案として村長役場幹部と討究しこゝに成案を得た。

經營計畫案は基礎案たる郷村の經營に關する案即ち郷土農村計畫と之を基調として立てたる青年の公民學校經營案である。

尙こゝに一言するを要するは當時すでに本校は實業補習教育と青年教育とを合併してゐたから、昭和十年四月實施の青年學校と殆ど同様である。

殊に青年學校法規制定に際して著者は其の係官の一人としてこれに加はりしが青年學校の制度は實業補習學校と青年訓練所の各々の長所を合せたるものを理想とすべしといふことに一致し其の實現を見たものである。故にこゝに述べる公民學校は恰も現制青年學校の經營とピッタリ一致するのである。以下述べる處は青年學校經營の體驗談といふ氣持にて讀まれたい。

第五 學校經營の基礎としての村計畫樹立

甲、綱領

第一、自治方針

本村は自治機關を中心として各種團體の統一を圖り和親協力教化の作興と經濟の充實に努め村治の善美を期す

第二、經濟方針

本村は地力の増進と産業能率の向上に努め以て資源の開發を圖らんことを期す

第三、教化方針

本村は教育第一を以て立ち、特に勤勞教育を重んじ精神生活と經濟生活との調和を圖り以て民度を向上し善良有爲なる公民の養成を期す

乙、實行要目

(一)自治運營

1. 村治運用

時運の趨向に順應して村の開發に努め輿論に立脚して村治の振作を圖り吏員及區長は忠實其の事務を盡し特に事務の取扱は敏捷懇切なることを要す

2. 村會の信條

村會は村民永遠の福祉増進を以て第一とし正義に立脚し時勢を達觀し以て三大綱領の實現に努め村格の向上を圖る

3. 議員選舉

本村公民は自治の眞精神を自覺し情實を排して有能の士を選舉し以て各々其の能を發揮せしむ

4. 納税勵行

納税は國民の一大義務たるの事理を辨へ時期を誤らす之が完納を期す、獎勵法は別に定む

5. 基本財産の造成

本村は財政の基礎を鞏固ならしめ課税の輕減を來たすと共に時勢に順應

6. 衛生改善
せる村經營の根本力を養成し、以て子孫永遠の幸福を増進せんことを期す

本村の兒童生徒身體の養護に努め體育を振興し更に民衆保健衛生施設を充實し以て村民の體位を向上せんことを期す

7. 土木事業の完成

本村は公民教育運動に依り、道路の愛護、交通安全思想を啓培し、部落中心の道路改善を促進し、凹道網をして現代道路網たらしめ、都市隣接農村として交通運輸の便を開き以て富源の開發文化の向上に資せんことを期す

8. 生活改善

本村は時勢に鑑み習俗の改善、生計費の節約、能率の増進に努め以て共存共榮の樂園を建設せんことを期す詳細は別に示す

(二) 産業の進展

別に定めたる村産業是に依る

(三) 教化の徹底

1. 小學教育

イ、根本方針

教育勅語の 聖旨を奉戴し小學校令第一條の本質により兒童教養の實績を擧げんことを努む

ロ、經營上の留意點

郷土を理解すること

人格の向上に精進すること

性別の特質に留意すること

信念の上に立つこと

法規に通ずること

兒童を眞の我子と思ふこと

ハ、青年教育

青年教育に於ては村民生活の全野に教育の基調をおき體驗教育を尊重して、公民教育と職業教育を施し、特に女子には家政上の修養を積ましめ

以て完全なる國民を養成せんことを期す

ニ、社會教育

社會教育機關の統制連絡を計り全村民の啓發に努めんことを期す

以上は村運営の理想標的である。之を實現する爲の具體案には細密なる年度計劃と年度豫算とがあるべきも、それはこゝに直接の重要性を認めない故に殊更此處に掲げない。

村計畫の村運営に於けるは恰も航海に於ける燈臺の如きものである。之を以て郷土農村再建の一大拒火として村民を導きて眞の向ふ處を瞭かならしめなくてはならぬ。

猶讀者或は本綱領要目を以て抽象的概念的のものなりとし眞に村民を誘導し能はざるにあらざるやを疑はんも、此の綱目の含蓄する内容及實質は既に前年前より具體的に實施し青年は因より村理事者、各種團體幹事及村民大衆も共に一實行し體驗し來りつゝある處である。

其具體的の事項をば歸納してこの綱目となし、村民全體をして深く腦裡に刻み

込ましめ、理想信念として之に向つて勇往邁進せしめ得たのである。

第六 學校の經營

(一) 經營の方針

郷村計畫確立し村民之を理解し、其の實現に邁進することゝなる。此の勢に乗じて青年教育は村民生活の全面に展開して押し進められた。

それには産業生活に經濟生活、道德生活及宗教生活、其の他各方面の生活を修練の機會となし、生きたる陶冶鍛鍊を施したのである。

隨て教育は教室に閉ぢ籠るが如き舊弊を一擲し、家庭に野外に村に文字通りの露天學校を開設したのである。

青年教育の方針は云ふまでもなく常に御聖旨を奉戴し、郷土の實狀に立脚したる堅實なる歩みを以て之が徹底に努めるにある。

今此の方針を要項となしたるものを左に掲げよう

1、常に國家社會の要求を顧み、現代思潮に注意し教育勅語の御聖旨を實現せんことを期す

- 2、生徒の個性を尊重して生活の指導を爲すと共に、學習態度の改善に努め、獨自學習の完成を期す
- 3、郷土實態に立脚し修練の地方實際化に努め、本村開發の中心たらしめんとす
- 4、施設經營は簡潔にも整齊、而も之が實行に系統あらしめ、且つ年度計畫に依つて其の充實を圖らんとす
- 5、職員は常に修養に努め特に踐導躬行に依る人格的感化と相互の協力親和に依る教育能率の増進に精進せんとす
- 6、農業補習學校教員養成所生徒をば教育實習生として各部落に分駐せしめ、村民に伍して郷土の社會生活に参加し以て萬般の指導を體驗せしむ

(二) 物的設備の概要

この頃は如何なる山村に入るも、また如何なる漁村に訪れるも小學校の校舍は現代式建築にして美しく堂々として偉彩を放つてゐる。又その内部設備は教授訓練の上に便利なる構造、養護衛生上に、机、腰掛、採光、保温の設備等に至るまで實に至れり盡せりである。かゝる完全なる設備を利用して幸福なる愛育を受けた兒

童の大多數が、一度卒業して青年教育の門に入るや、概ね其の興へられる、机、腰掛は全然身長に適應しない數年前に用ひたる小學校のものを以て代用せしめられ、室内授業は光明充分ならざる燈火の下に於て行はれてゐる。

人の一生涯に於て最も身體の發育速かにして、此の惡影響も其の生育を損ふ時代に於てかくも體育上非衛生的破壊的なる現象が國民教育の完成を目標とする青年教育に於て行はれ、身體の彎屈、視力の減衰、其の他保健衛生上に幾多の損害を受けつゝあるに拘らず、多年之を放任して敢て顧みなかつたことは實に現代教育の中に於ける大矛盾であり、又大缺陷であつて一日も黙過することの出来ない事象である。

それで先づ第一に専用の教室と机、腰掛を備へ、光明を完備して教室學習の環境を整へた家事室、裁縫室は村公堂に併設せること既述の如くである。作法室としては公堂の一部に床を附したる座敷を設け、講堂には村公堂を利用することゝした。

教授に必要な標本、圖表等は教師と生徒の協力によつて蒐集製作することに

努め、又廣く自然物生産品等を蒐集して後年郷土博物館の設置にまで到達せんことを期した。

實習地は各區に各部落に男女各一ヶ所を設置して、其の經營より生産物の販賣収益金の處理等一切を教育的計畫の下に行つた。

如斯にして最初設備したものは次に表示する如である。而して次度より漸次に増設し充實を圖つたのである。

(一)建物

- 職員事務室 一二坪
- 應接室 九坪
- 教室 五五坪(三室)
- 家事室 二〇坪
- 講堂(村公堂用) 八〇坪
- (二)校具 教具(緊急設備したるもの) 四〇
- 銃及銃劍

指揮刀

一

手旗

八〇

鍬(教師用)

七(生徒用は自家に設備)

噴霧器

一

算盤

三〇

家事用具

一式

肥料標本

一式

穀物標本

一式

圖表(村勢一覽)

若干

統計表(村勢其他)

若干

劍道具其他

(三)實習地

村農事試驗地(教員養成所實習地代用)

約一丁步

公民學校實習地

七畝

部落共同實習地

八段八畝步

男子實習地

七段二畝步

女子實習地

一段六畝步

個人實習地(各家庭に
九三ヶ所)

四町八反六畝步

(右設備は創立と同時に急設せるものに付勿論不自由を感じ後之を充實してゐる)

(三) 經費

すべて設備を充實し其の活用をなす上に必要缺くべからざるものは經費である。本村青年教育は農業補習學校教員養成所の附屬校なる爲め特に養成所生徒指導の人件費を要したので、一般農村のそれに比して多額である。

されど村の負擔額と雖も從來に比較すると非常に急激なる増加であつたが、村計畫を理解して郷土振興の中心を青年教育に置く事を信條とする村會議員は喜んで之が支出を議決した。

其の金額を表示すれば次の如くである

昭和三年度

昭和二年度

總額 四、五八〇圓

二、四三二圓

給料 四、二〇〇、

二、一八四、

雜費 三〇四、

二〇〇、

需用費 七六圓

四七、

かくの如くにして昭和六年度には兼任教員を減じて小學校教員を専ら本務に従事せしめることとし總計費四、二八五圓となつた。

當時村の西瓜は縣の内外に聲價を高め、年産七萬圓より十萬圓に垂とすることさへあり。又白菜、大根の生産増大し青年の農事改良、生活改善に對する貢獻は村民の認むる處となつた。

殊に村の信用組合貯金額は青年中心の貯金運動に依つて村民の貯蓄心作興し、昭和三年に早くも一萬圓を突破し、村長はじめ理事者は青年教育に對し絶對の共鳴と支援をなすに至つた。

其の具體的表現は著者の轉任してより三年目の昭和六年に於て左の村財政上の數字が雄辯に物語るに至つた。